

2024年度活動報告書



ぬいぐるみに利用者が作ったドレスを着せた作品

認定特定非営利活動法人子どもセンターてんぽ

はじめに

みなさまにおかれましては、日頃より、当法人の活動にご支援とご協力をいただき、誠にありがとうございます。このたび、2024年度（2024年4月～2025年3月）の活動報告書を作成しました。長年にわたって、活動を続けてこられたのは、正会員・賛助会員・法人会員のみなさま、関係機関のみなさま、スタッフやボランティアのみなさまのご理解とご協力のおかげです。感謝申し上げます。

2024年度は、こども家庭センター、一時保護所の設備・運営基準、こどもの意見聴取等措置、意見表明等支援事業、こども家庭ソーシャルワーカーの資格、児童自立生活援助事業の改正などの児童福祉に関する多くの制度が施行された年でした。また、離婚後に共同親権を選択できることなどを内容とする民法の改正もありました。

このような中で、当法人は、従来どおり、子どもシェルター、自立援助ホーム、電話相談の3つの事業を中心に活動に取り組みました。2021年度から本格実施したアフターケア事業にも、引き続き注力しました。

子どもシェルターは、20歳を超えた利用者が法改正のおかげで児童自立生活援助事業の対象となりましたが、その一方で、他県からの利用者は20歳未満であったにもかかわらず児童自立生活援助事業の対象とはならず、児童自立生活援助事業に対する児童相談所ごとの取り組みの差を感じました。前年に引き続き男子の入所があり、新規入所人数は定員の2倍を超える13人でした。

自立援助ホームは、2024年度もほぼ定員一杯の状況が続きましたが、年度替わりのタイミングで退所が続き、2025年度に入ってから埋まらない状況が続いています。神奈川県内の自立援助ホームの利用が適切な子どもに対する自立援助ホームの紹介や見学同行・意思決定支援などの十分な支援が行われているか心配をしています。

電話相談は、前年の278件（実人員99名）から340件（実人員114名）に増加したものの、それ以前の件数と比較すると減少しており、前年に続けて、どのように分析するか悩ましい結果となりました。

その他、山村ホームを利用した活動や啓発事業にも取り組み、こども家庭庁が創設した「子ども・若者シェルター相談支援事業」のガイドライン作成にも協力しました。



ぜひ報告書を手にとってご覧いただき、当法人の活動内容を知っていただくと同時に、お気づきの点などがございましたら、ご指導・ご鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。

2025年7月

認定NPO法人子どもセンターてんぼ
理事長 高橋 温

目 次

はじめに

- | | |
|---------------------------------|-------|
| 1 シェルター運営事業 | P. 1 |
| (1) 利用者数（新規＋継続）の推移 | |
| (2) 性別 | |
| (3) 入所時年齢 | |
| (4) 入所直前の居所 | |
| (5) 滞在中の通院状況（重複あり） | |
| (6) 滞在日数 | |
| (7) 退所先 | |
| (8) アフターケア | |
| (9) 振り返りと今後に向けて | |
| 2 自立援助ホーム運営事業 | P. 10 |
| (1) 利用者数（新規＋継続）の推移 | |
| (2) 月別在籍者数 | |
| (3) 入所時年齢 | |
| (4) 入所前の居所 | |
| (5) 在籍期間 | |
| (6) 退所先 | |
| (7) 学歴（報告時点） | |
| (8) アフターケア | |
| (9) 振り返りと今後に向けて | |
| 3 居場所のない子どもの電話相談事業 | P. 16 |
| (1) 電話相談件数の推移 | |
| (2) 相談者内訳 | |
| (3) 対象者性別 | |
| (4) 対象者年齢 | |
| (5) 電話の主旨 | |
| (6) 主訴 | |
| (7) まとめと課題 | |
| 4 山村ホーム活用事業 | P. 24 |
| (1) ヨガ教室 | |
| (2) 畑づくりと庭の整備、収穫物の活用 | |
| (3) 建物の整備 | |
| (4) お茶会 | |
| (5) メイク講座 | |
| (6) 「アフターCafé てんてん」と「てんぽOG・OB会」 | |
| (7) 今後の活動 | |

5 研修	P. 30
(1) シェルタースタッフ研修	
(2) みずきの家スタッフ研修	
(3) 電話相談員研修	
(4) 子ども担当弁護士研修	
(5) シェルターボランティア養成講座	
(6) シェルターボランティア研修	
6 啓発活動	P. 34
(1) 公開シンポジウム 飛び立つために羽を休めてV o l. 17	
(2) ニュースレター「てんとうむし」	
(3) ホームページおよびブログ	
(4) オレンジリボンたすきリレーへの参加	
(5) 横浜マラソン 2024 チャリティ枠選定	
(6) 講演・勉強会の講師など	
(7) みずきの家見学受入れ	
7 組織運営	P. 36
(1) 2024年度通常総会	
(2) 理事会	
(3) 運営委員会	
8 助成・ご寄付いただいた団体等	P. 38
(1) 助成金・寄付金	
(2) 物品寄贈・寄付品	

あとがき

巻末資料

2024年度決算書
2024年度シンポジウムチラシ
新聞記事

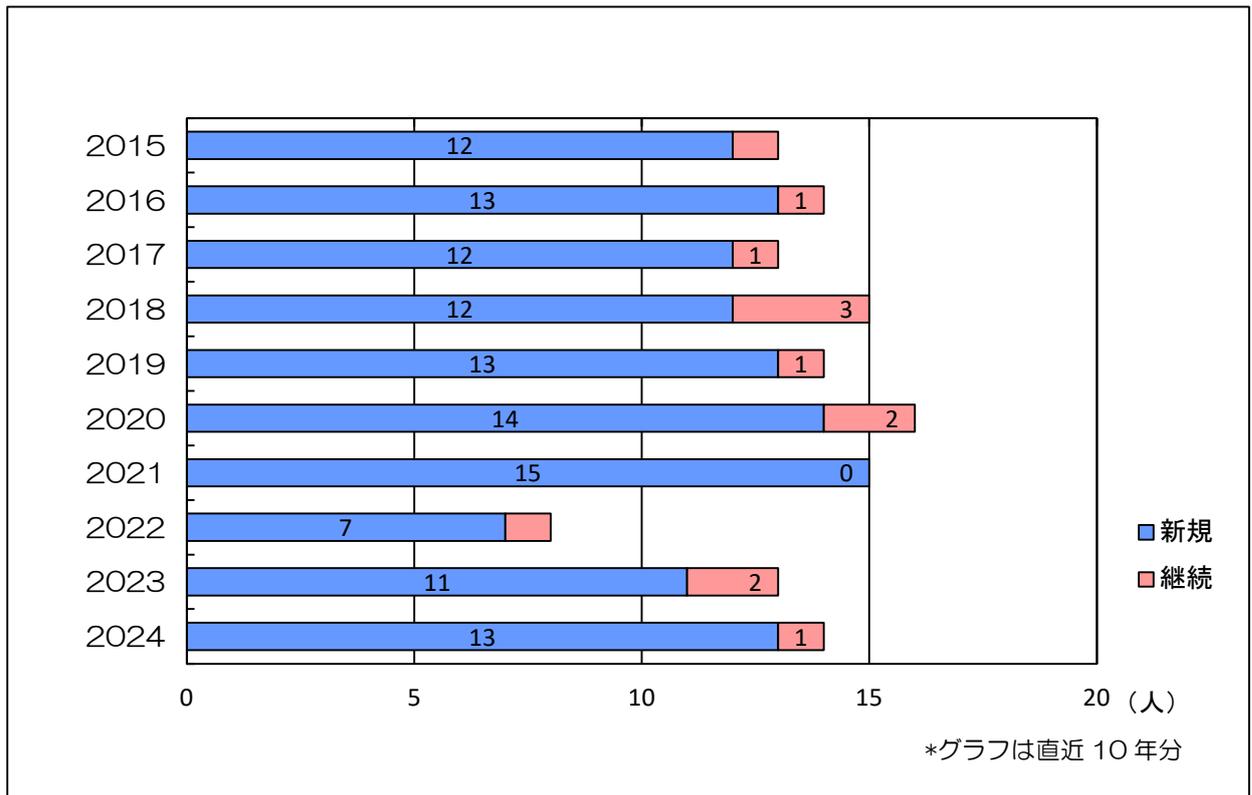
1 シェルター運営事業

2024年度は新人スタッフを受け入れ、その後産休に入るスタッフもいて、引継ぎをしながら、また前年度からの欠員がある中での不安定な業務となったが、関係者や理事の方々の支えがあり無事に乗り越えることができた。日常のローテーションでは、ボランティアスタッフの助けがあり滞りなくシフトが作成できたことは、子どもたちの生活の安定となり、大変ありがたかった。

また2024年4月に児童福祉法の年齢上限撤廃があり、児童相談所係属歴がある20歳2名が児童自立生活援助事業で契約できたことは特記すべきことである。またシェルターのない地方都市からの相談者が居住場所の児童相談所が契約できず、実施責任についてシェルター所在地を所管する児童相談所と協議を行ったが、結果私的契約での入所となり、所管児童相談所の調整について課題が残った。

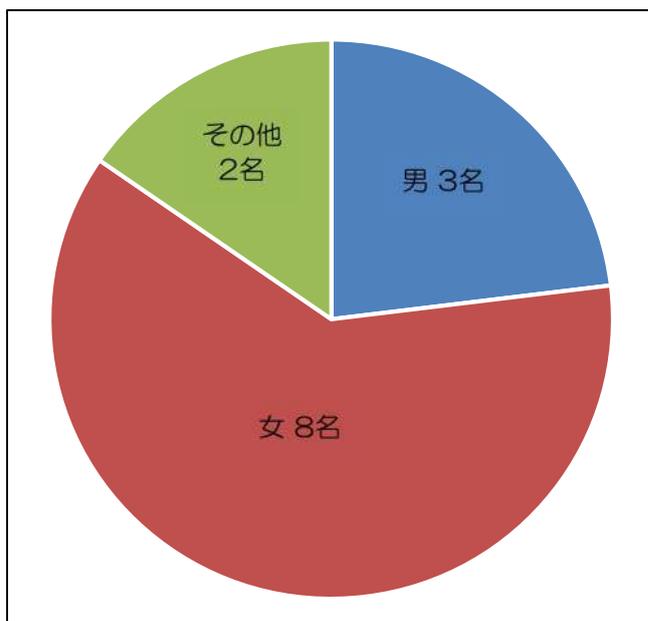
2021年度から開始しているアフターケアは年々対象者が増加し、益々地域の関係機関との連携や資源開拓が必要となっている。その中で月に1回開催している退所者の居場所 Café が、相談しやすい場としての機能をより充実できたことは、参加してくださっているボランティアスタッフや理事の皆さまに感謝の意を表したい。

(1) 利用者数（新規＋継続）の推移



年度	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
新規	10	8	7	6	10	9	12	12	12	13	12	12
継続	0	2	1	1	1	3	2	0	1	1	1	3
	2019	2020	2021	2022	2023	2024	合計人数					
	13	14	15	7	11	13	196					
	1	2	0	1	2	1						

(2) 性別

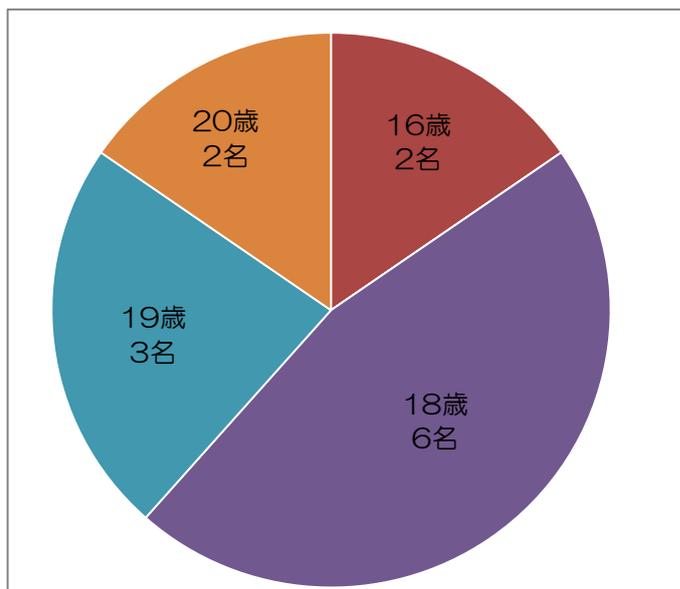


性別	男	女	その他
	3	8	2

2024年度の新規利用者13名は、女性8名、男性3名、その他2名であった。

男性入所者と女性入所者が同居していた時期には、いつにも増して動線の配慮や生活への目配りを行った。「その他」はそれぞれ入所時にご自分の性自認についてスタッフに話しシェルター内でどのようにご自身を紹介するか、また配慮して欲しいことなどを確認してから入所に至った。受け入れ側としてLGBTQ+についての知識をブラッシュアップしながら、当事者との対話を大事に対応を行った。

(3) 入所時年齢



入所時年齢	15歳以下	16歳	17歳
	0	2	0

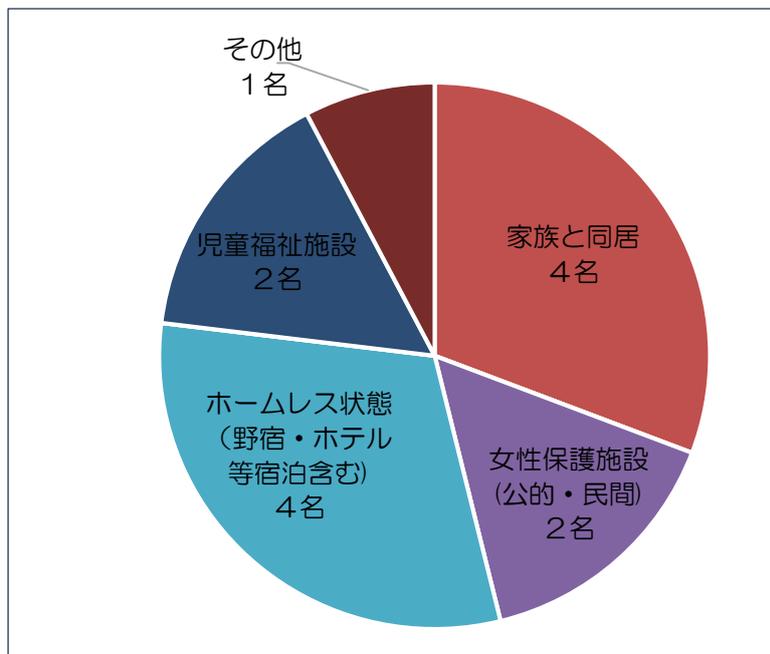
	18歳	19歳	20歳
	6	3	2

2024年度は、16歳2名、18歳6名、19歳3名、20歳2名だった。例年同様、一時保護所に入れられない年齢が多いのが特徴といえる。高校に在学している利用者が5名、4年制大学に在学している利用者が3名、短期大学1名、専修学校が1名であった。

児童福祉法の上限年齢が撤廃したことで、児童相談所の係属歴があった方に関してはそ

の後も必要に応じて再ケースできることになり、20歳2名は児童自立生活援助事業の契約となった。16名の1名は以前てんぽを利用した方の弟で、姉が退所後に弟の生活環境を心配しシェルターに相談して入所となった。もう1名は18歳の姉と一緒に入所前面接を行い、姉は家に残ることを決め、妹だけ入所となったケースである。

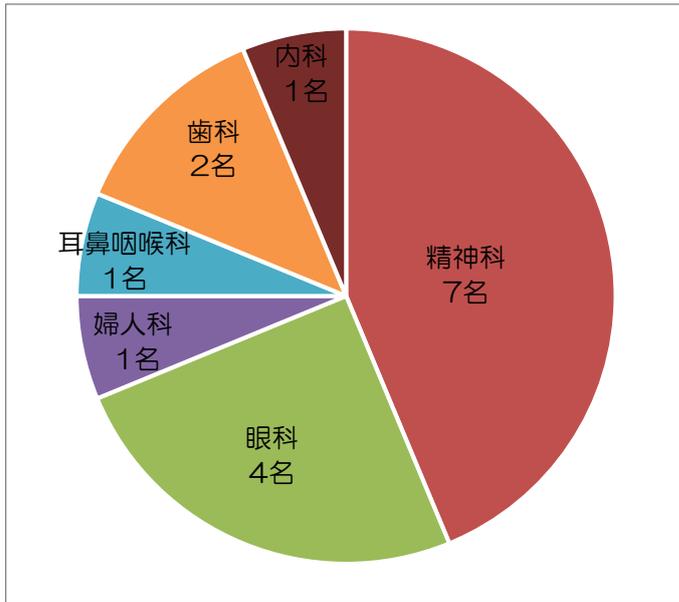
(4) 入所直前の居所



入所前居所	家族と同居	第三者宅	女性保護施設 (公的・民間)	ホームレス状態 (野宿・ホテル等宿泊含む)	児童相談所 一時保護所	児童福祉施設	その他
	4	0	2	4	0	2	1

2024年度の入所前の居所として最も多かったのが、前年と同様の「家族と同居」と「ホームレス状態」各4名ずつだった。例年は「女性保護施設」から来る方も多いが2024年度は2名となっている。この方たちは「居場所のないこどもの電話相談」に入所相談があったが、すぐにシェルター入所ができず、女性保護施設で待機していた2名である。「家族と同居」の4名は、本人から「居場所のないこどもの電話相談」に相談した方2名と、繋がっている支援者や家族からシェルターを勧められて相談をした方1名ずつである。「ホテル」から来た方2名は、家を出てカプセルホテルから高校に通学し先生の支援でシェルターに繋がった方と、家から知人宅に行きホテルに出て、繋がっていた弁護士からシェルターを勧められて入所となった方である。ネットカフェから来た2名も、それぞれ以前から繋がっていた支援者に相談をしてシェルターに入所となる。その他1名は、女性施設を退所しアパートで自活していたが支援が必要となったため入所となった。

(5) 滞在中の通院状況（重複あり）



通院状況	皮膚科	精神科	眼科	婦人科	耳鼻咽喉科	歯科	内科	整形外科
	0	7	4	1	1	2	1	0

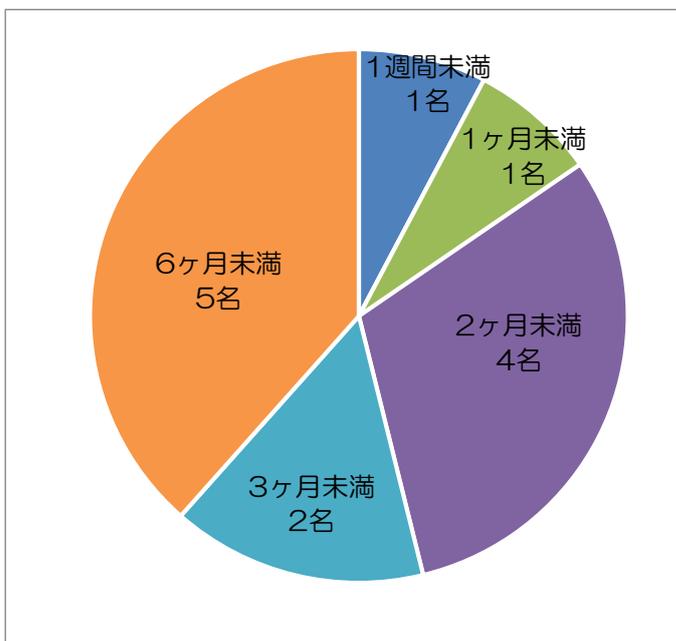
前年度同様、利用者が受診した科は多岐にわたり、通院の頻度も単発より継続通院するケースが多かった。1人の利用者に対して通院同行に費やすスタッフの時間や労力は大きかった。しかし、関係機関の方々の協力も得られたことと、通院同行中に利用者と1対1で関わることができたのは、支援する上で必要な信頼関係の形成やコミュニケーションを図る良い機会ともなり、有意義ではあった。

前年度同様、精神科へ通院している利用者が多く13名中7名となった。入所前から定期通院をしていた方が1名。入所前に親に通院を希望したが行けず、入所後に通院開始した方が2名。入所してから不眠や情緒不安を訴えて通院開始した方が3名。入所前に受診をし一旦症状が落ち着いていたが、障害者手帳の申請も含めて受診を再開した方が1名いた。18歳前後の方がすぐに受診できる精神科探しは難しく、かつ専門的な心理・発達検査が必要な方もいて、検査が可能な通院先探しに苦慮した。また地域に退所した後の、若年で保護者が居ない方の精神科探しも大変苦労している。

入所中で精神科薬を服用している方の場合は、服薬管理についてミスのないよう医療情報の周知徹底や保管や投薬方法等、細心の注意を払っている。

眼科4名は、シェルターに入所する際にコンタクトや眼鏡を持参できなかった方や作りたくても作れなかった方、度数が合わなくなった方が、処方箋を出してもらう目的の受診であった。歯科通院は通院途中でシェルター入所になった方。婦人科は月経困難症と診断され服薬加療を行った。内科受診1名は感染症の疑いがあったが、本人が採血を拒否し検査をせず、シェルターは集団生活で、他の入所者や大人に感染する恐れがあったため、実施責任の児童相談所に戻る方向で話し合いを行ったが18歳を超えていたため児童相談所の一時保護所に入れず、発熱している方を地域に出すわけにいかずに「シェルター内隔離生活」を本人と約束してシェルターに戻って療養した。集団生活の中、感染症の疑いで検査や治療を拒否する方の入所（継続）に関しては、他の方の安全確保ができないこともあり、対応については大きな課題が残った。

(6) 滞在日数



滞在日数	1週間未満	1ヶ月未満	2ヶ月未満	3ヶ月未満	6ヶ月未満	継続支援中
	1	1	4	2	5	0

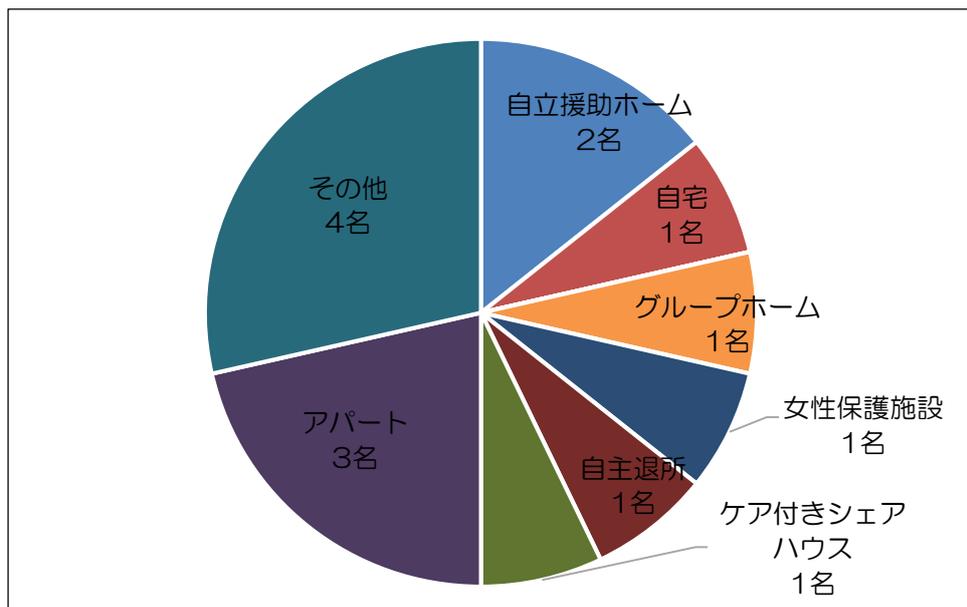
シェルターの入所期間はおおむね2ヶ月となっているが、2024年度は13名のうち、1ヶ月未満が2名、2ヶ月未満4名、3ヶ月未満の利用者が各2名、6ヶ月未満が各5名だった。

また平均滞在日数をみると、約69日となっており前年度とほぼ同じだった。平均滞在日数では実態がみえにくいので、最短と最長の滞在日数を挙げると、最短は1日、次は17日、31日と続き、最長が150日となっており、短期の利用者と長期の利用者には幅があることがわかる。

入所が短い理由としては、一人暮らしを始めたばかりで一時的にシェルターを利用した方が1日、シェルターの生活が合わずに17日で自主退所した方。大学在学中で休学せず、単位のため早く復学できるように動いた方が31日で退所となった。

入所が長い理由としては、年齢が若く退所先資源が限られている方、虐待で親を訴えることを決め被害者カウンセリングを受けながら本人の状態を把握するのに時間を要した方が長期となった。更に高校3年生で進路が決まっていたが進学先の寮が空くまで待機していた方、退所先探しの方針が決まらず自立援助ホームの空きタイミングも合わずケア付きシェアハウスに退所した方、自立援助ホームが見つからず女性保護施設に退所した方が3ヶ月以上だった。

(7) 退所先



退所先	自立援助ホーム	自宅	児童福祉施設	里親	アパート	グループホーム	ケア付きシェアハウス	女性保護施設	自主退所	その他	継続支援中
	2	1	0	0	3	1	1	1	1	4	0

2024年度は2023年度からの継続の方を含めて14名が退所した。そのうち、自立援助ホームに退所する方が2名と少なかった。自立援助ホームについては他自治体の割愛が取りにくい現状が毎年課題となっている。

アパート退所は3名で、元々一人暮らしをしていたアパートに退所した方、入所中に探した方、地方のホテルに一旦出てアパート探しを行った方である。また女性保護施設、障がい者GH、自宅に帰った方、自主退所の方がそれぞれ1名ずつで、自主退所の方は荷物を全部持ち無断でいなくなったため、本人の安否確認ができるまで各支援者が連絡をとり続け、捜索願いを警察に提出する直前に弁護士が居場所の確認ができ、後日てんぼで預かっていたものを渡して支援終了となった方である。その他は障がい者訓練施設、就学先の寮、児童養護施設、親族宅にそれぞれ1名ずつ退所した。



子どもと一緒に賞味期限が迫った防災用品を食べてみた

(8) アフターケア

2021年度より「自立支援担当職員」が配置され4年目となる。引き続き自立支援体制の強化を図っているところではあるが、まだまだ未整備で試行的な段階にある。そのような中、2024年度は以下のようなことを実施した。

1. 退所後カンファレンスの実施（継続して実施）

2023年度からの継続1名含めた退所者14名中12名には退所後おおむね1ヶ月後に、入所中のカンファレンスに参加していただいた関係機関、子ども担当弁護士および退所後に関わってもらっている機関や施設等、本人を取り巻く支援者が一同に集まり、シェルターを退所後の生活が順調か、退所前に役割分担した事柄が遂行できたかの確認、新たな課題等、情報の共有を本人も交えて実施した。退所後に新たに関わりを開始した機関も含めて引継ぎも兼ねて行った。1名はこれから行う予定。

2024年度はアフターカンファレンスを1回ではなく、退所時の課題解決ができるまで定期的に行っている方も複数いる。

2. 「アフターCafé てんてん」の実施（継続して実施）

毎月1回、山村ホームにて「アフターCafé てんてん」を開催した（4/27、5/28、6/29、7/30、8/31、9/26、11/28、12/24、1/25、2/27、3/29）。10月は年に1回の「てんぼOG・OB会」があるためお休みし、合計11回実施した。参加退所者は、延べ91名。大人（ボランティア・スタッフ・理事等）の参加は延べ99名だった。開催日については、働いている方や学生の方も参加しやすいように、平日と土曜日の午後に各月ごとで曜日を替える等、工夫をしている。「アフターCafé てんてん」では、お菓子や飲み物を用意して、ゆっくり休みたい、話しをしたい、話を聴いて欲しい、相談したい等々、臨機応変に対応できるよう柔軟に運用している。それと同時に、季節の行事を織り交ぜたり、山村ホームの畑で作った作物や、ご寄付の衣類や日用品等、自由に持ち帰ることのできるコーナーも用意している。また午前中から参加できる方と買い物や料理を行い、会食する時間も設定している。事前に相談したいとの連絡があった場合は「アフターCafé てんてん」の前後に個別相談を設定したり、同行支援、奨学金の申請などの打ち合わせの時間をとっている。「アフターCafé てんてん」は、ホッと心を解してもらおう空間であったり、問題解決型の相談の場にもなる等、今後も多様な活用方法を模索していきたい。

3. アフターケア専用の携帯電話・メール案内・LINEの活用（継続して実施）

毎月の「アフターCafé てんてん」のご案内を退所者にメールで送ることで、退所者からは返信が来て近況報告してくれたり、相談される等、シェルターとの繋がりを維持する良い機会となっている。また、アフターケア専用の携帯電話やLINEを用意したので、退所者との連絡は非常に便利になった。また当初より子どもたちから要望のあったLINEなどで、無料で気軽に連絡がとれることで、問題が大きくなる前に早めに相談してもらいやすくなったのではないかと実感している。

4. 「てんぽOG・OB会」の開催（継続して実施）

2024年度は、11月2日に感染予防対策をしながら開催した。スタッフや理事の他に、ボランティアスタッフや子ども担当弁護士の方々の参加もあり、総勢50名となった。コロナで控えていたBBQを行い、退所者たちもお肉や魚介を焼いたり、チョコフォンデュなどを楽しんだ。数年前に退所した方が婚約者を紹介してくれる場面もあり、皆それぞれに近況報告をしたり、写真を見せてくれたりと、懐かしく楽しいひと時を過ごすことができた。

5. 「居場所のない子どもの電話相談」での傾聴（継続して実施）

退所前にホーム長との最後の面談の際、退所後の相談先の一つとして電話相談の番号と事務局の番号が書かれたカードを渡している。具体的な対応が必要な相談の場合には、シェルタースタッフと連携しながら対応している。

6. 成人のお祝い金と振袖写真撮影（継続して実施）

シェルターでかつてボランティアとして活動していただいていた方から、ご寄付をいただき基金を設立し、退所され連絡のとれる希望者と入所者で18歳以上の方に成人のお祝金を11名の方に差し上げた。入所時未成人の方には退所後の集いにいらした際などに差し上げる予定。2024年度は振袖写真撮影の希望者はいなかった。

7. アウトリーチなアフターケア（継続して実施）

通院同行や退所者宅への訪問、関係機関との連絡調整、住居探しや仕事の相談、奨学金の申請など、個々に必要が生じた場合には、アフターケアの一貫として実施している。自立援助ホーム、障がい者GH、訓練施設、児童養護施設に退所された方たち5名はシェルターの積極的支援は終了。2024年にアパートに転居した3名は入所前からの支援者が退所後引き続き支援体制が整っていた方2名、遠方に退所した方1名だったため、シェルターの支援も終了している。ケア付きシェアハウスに退所した1名については、引き続き子ども担当弁護士と協働し、地域の支援者への引継ぎを退所後3ヶ月～半年の見直し期間を設けて行っている。

また、数年前に退所した方で次のステップ（例えば進学や就職や転居など）を期に再度関り始めることもある。課題が長期で継続する方には、退所者が住んでいる地区の支援機関と連携し、地域の支援者と安定した関係が築けるよう橋渡しの役割を担った。

(9) 振り返りと今後に向けて

・滞在日数と退所先の確保

シェルターという特性上、外出や外部との連絡に制限があるなど、何かと制約がある生活となり、長期間過ごすには適さない環境のため、原則2ヶ月となっている。2024年度の利用者のうち、約半数は2ヶ月未満の滞在日数だった。最短滞在日数は1日、続いて17日、最長滞在日数は150日と約半年間シェルターで過ごした利用者もいて、滞在日数に差が生じた。比較的早めに退所出来た約半数の方は、タイミングよく自立援助ホームの空きがあった方やアパート自立、入所前から障がい者GHの申し込みをしていた方、そして自主退所した方だった。一方で施設が空くタイミングを待った方、他の社会資源を探さなければならなかった方が長期になってしまった。特に16歳で入所された方は資源の選択肢が少なく、長くなる傾向があった。本人の意思を尊重した支援を

大事にしているが、資源が少ないことや状況が許さない中で、希望に沿わない退所先にならざる負えないこともあり、その都度本人に状況を確認し話し合いながら進めている。

今後利用者の退所先確保が困難化する中で、ケア付きの住居、見守り付きの住居の確保や、社会的養護の方や精神科加療を継続している方が借りやすい賃貸物件の確保が必須となってきている。

・アフターケアと地域資源の開拓

シェルターは、入所してから退所先を探すまでタイトなスケジュールであるため、これまではインケアに重点を置き、シェルターでのアフターケアについては、基本的には本人や関係者から相談があったら対応する、いわゆる「待ち」の姿勢であった。

しかし、自立援助ホームに入れず退所後も継続した支援を要するケースが増えたこともあり、2021年度よりアフターケアの内容を見直し、2022年度以降は地域の関係機関と連携をとりながら、退所者の希望に沿った支援を行っている。

退所者が増え続ける中で、どこまで何を支援するかの線引きが難しいところはあるが、基本的にはご本人が望む限りは繋がりを続けるスタンスをとっている。積極的なアウトリーチを行うアフターケアから、課題解決後は「アフターC a f é てんてん」や電話相談で近況把握をする形に繋げていく流れが見えてきている。

2024年度も、退所して数年たった方が新たなステップに行く段階で「アフターC a f é てんてん」に相談に来る方が複数名いらした。

また、地域に退所する方が増えてくる中で、地域の支援者や食料・物品支援、学習支援や居場所など、各団体との連携は必要不可欠であり、退所先の地域の方々との繋がりが大事になっている。退所者のニーズに応じた支援先を開拓することが必須である。

・SNSなど通信機器の活用について

シェルターの最も大事なこととして、場所の秘匿がある。スマホのGPSの取り扱いについては特に注意をし、シェルターに移動する前に電源を切り、シェルター付近では使用しないなどを徹底している。

しかし、通学する方や就職活動や退所先でアパート自立をする場合など、自分の携帯を持つ必要性も高まっているため、個人の状況に合わせて柔軟に対応することが求められてきている。原則として「場所の秘匿性」を徹底し、SNSなど外部との連絡もシェルターから離れた場所で行っているが、それ以外は用途や状況に応じて相談しながら使える幅を広げてきている。そして利用者に一方的にルールを守ってもらうだけでなく、ルールがある理由を伝えながらお互いの妥協点を見出すことに努めてきた。

通信機器が自由に持てないストレスは、子どもによっては死活問題であり、大人の知識や経験の上をいくことが多く、子どもたちから教えて貰いながら安全な使用方法について話し合っている。シェルターに入所を決める段階で携帯が持てないことで入所をためらう方がいるのも事実である。これからますます子どもたちにとっての通信機器の意味合いが高くなっていく中で、大人側の知識や考え方、対応もアップデートしていくことは急務であると実感している。

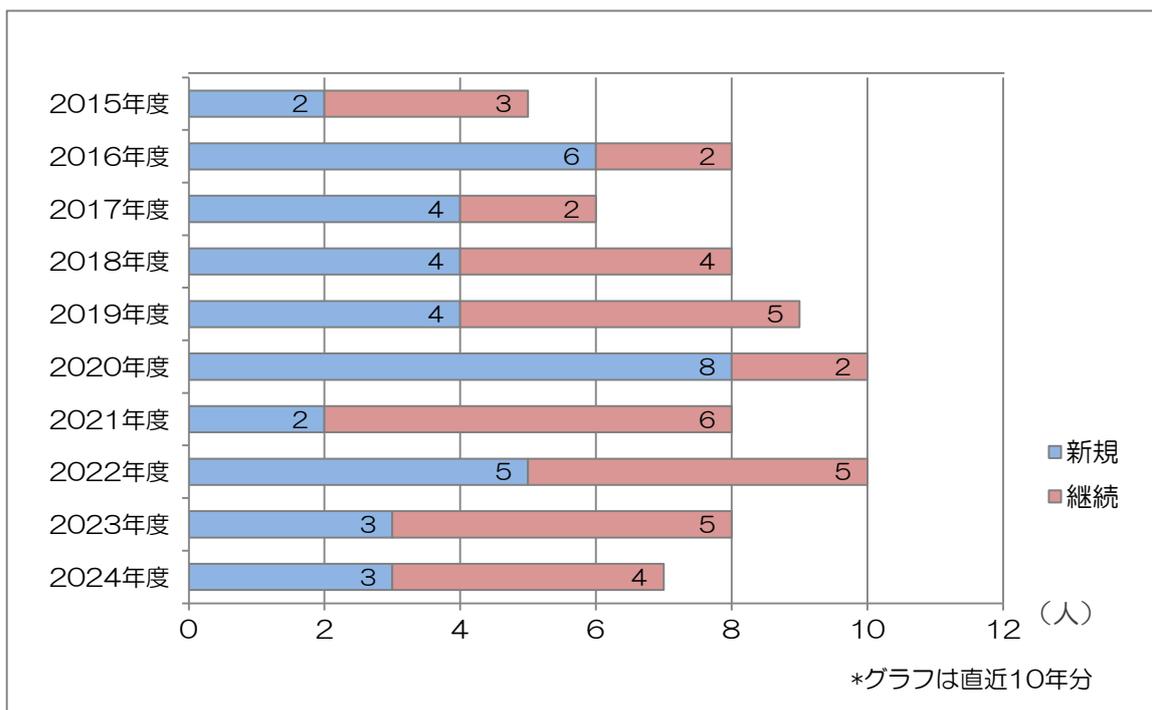
・スタッフの確保

2024年度は半ばにスタッフが産休に入り補充ができないままの状態だった。スタッフの募集をしても、なかなか応募がない状況で、同じ業務量をこなしていかなければならず、どうしても過重勤務にならざるを負えない。そのことは、サービスの内容や質の低下に繋がることも危惧される。福祉業界に限ったことではないかもしれないが、スタッフの確保は大きな課題と言える。

2 自立援助ホーム運営事業

自立援助ホームみずきの家（定員：女子6名）において、何らかの理由により家庭で生活できなくなり、働かざるを得なくなった子ども・若者（原則として15歳から20歳前後 ※2024年4月に児童福祉法の年齢上限撤廃）に、共同生活を通して自立する準備期間を提供し、①日常生活上の援助、②生活指導、③就業・就学の支援、④元利用者への相談と援助を行った。

(1) 利用者数（新規＋継続）の推移

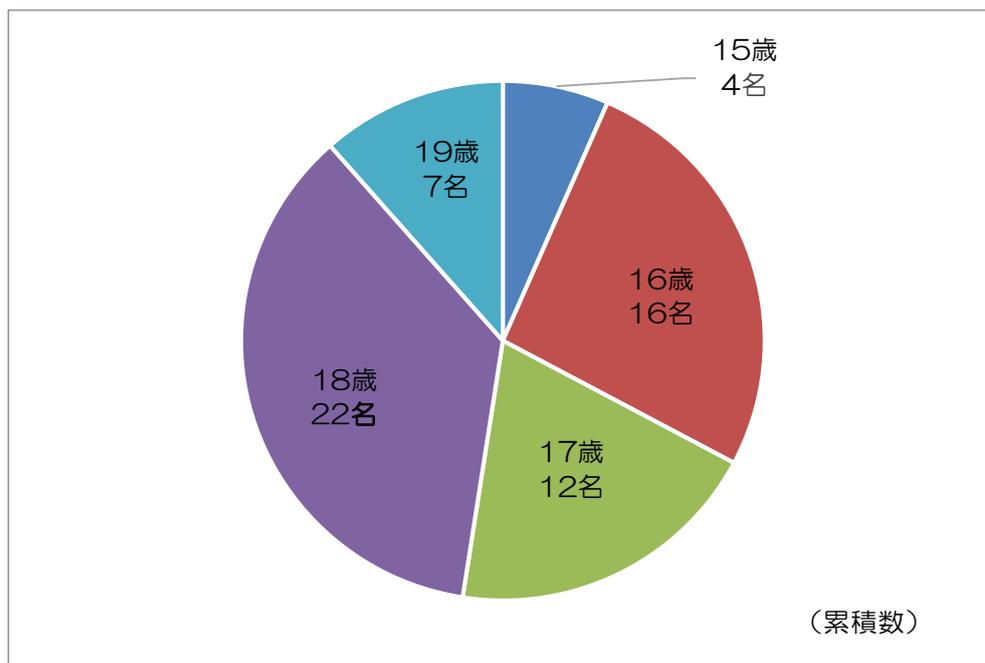


(2) 月別在籍者数

(月初人数)												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
5	6	6	6	5	6	6	6	6	6	5	4	67

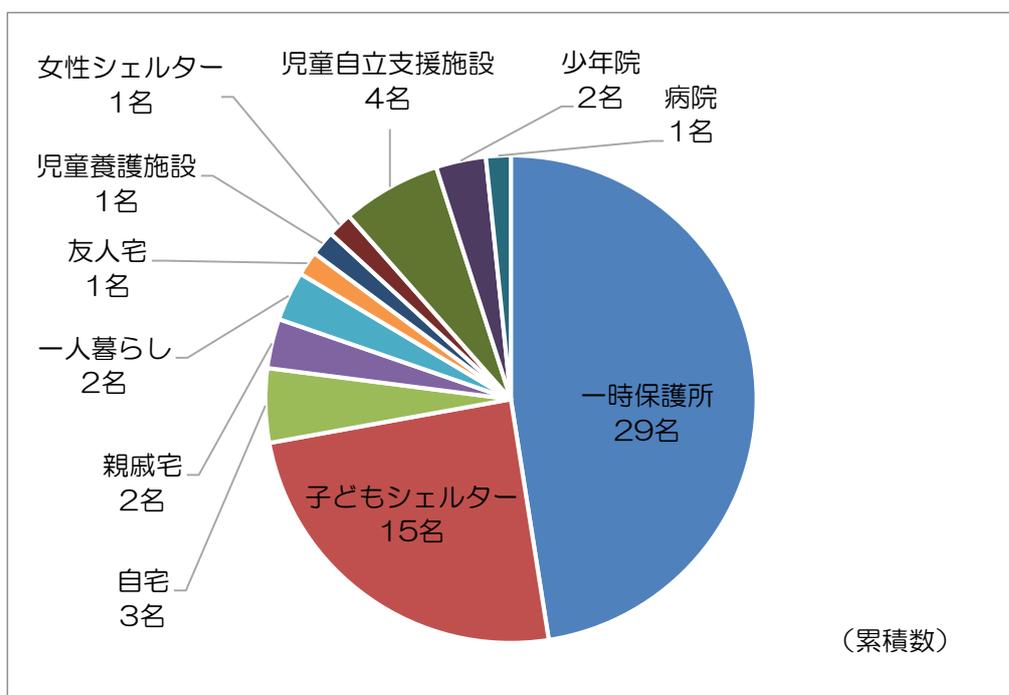
2024年度は平均月別利用者数が5.6人であった。

(3) 入所時年齢



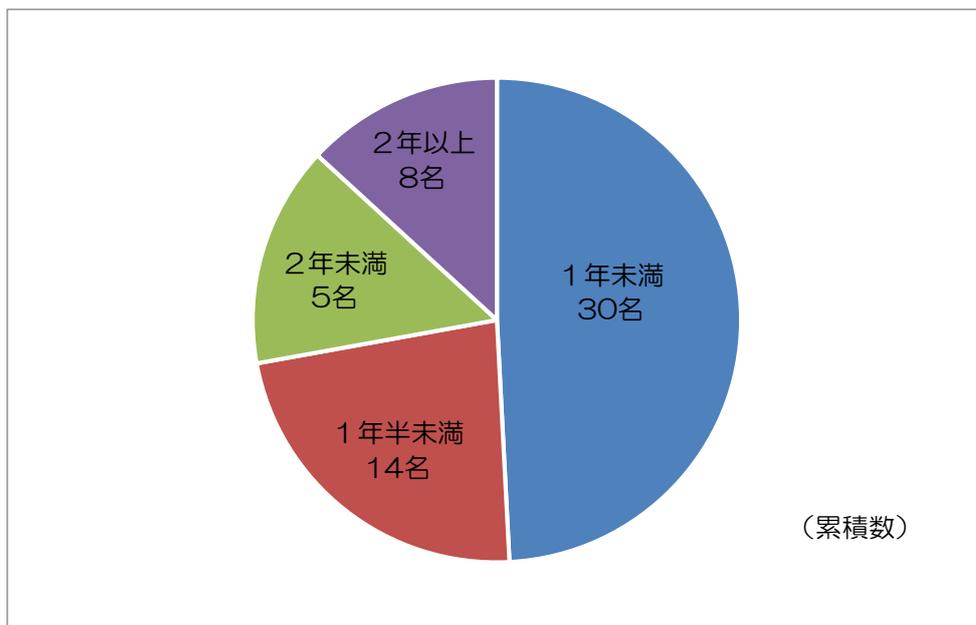
2024年度までの全利用者61名の入所時の年齢については、18歳以上の入所が半数弱程度（47.5%）となっている。2024年度新規入所者3名の内訳は、17歳1名、18歳2名であった。

(4) 入所前の居所



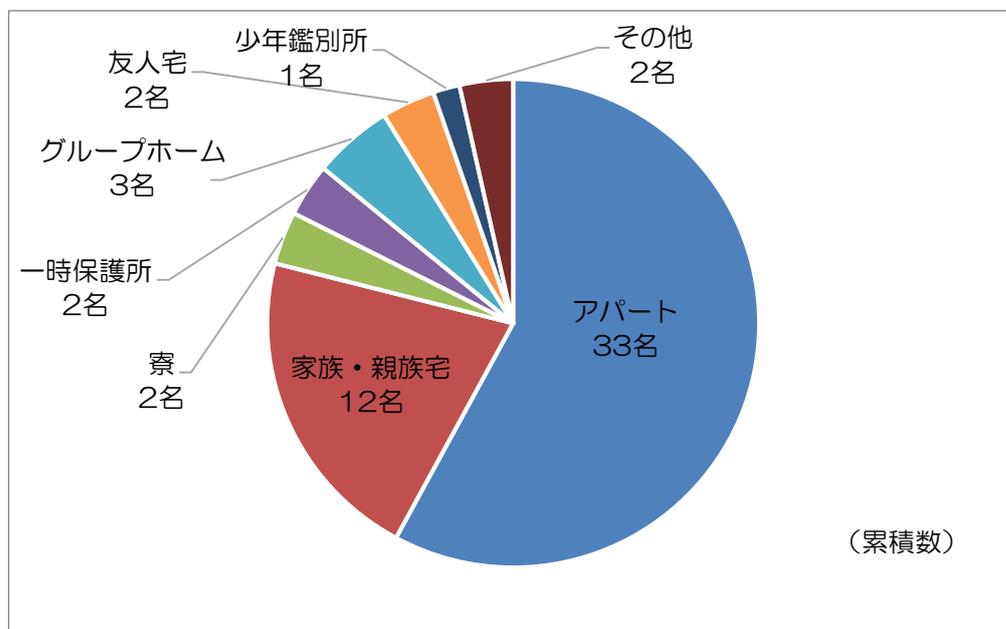
2024年度までの全利用者61名中、一時保護所29名（47.5%）が最も多く、次いで子どもシェルター15名（24.6%）となっている。2024年度新規利用者3名の内訳は、一時保護所2名、子どもシェルター1名であった。

(5) 在籍期間



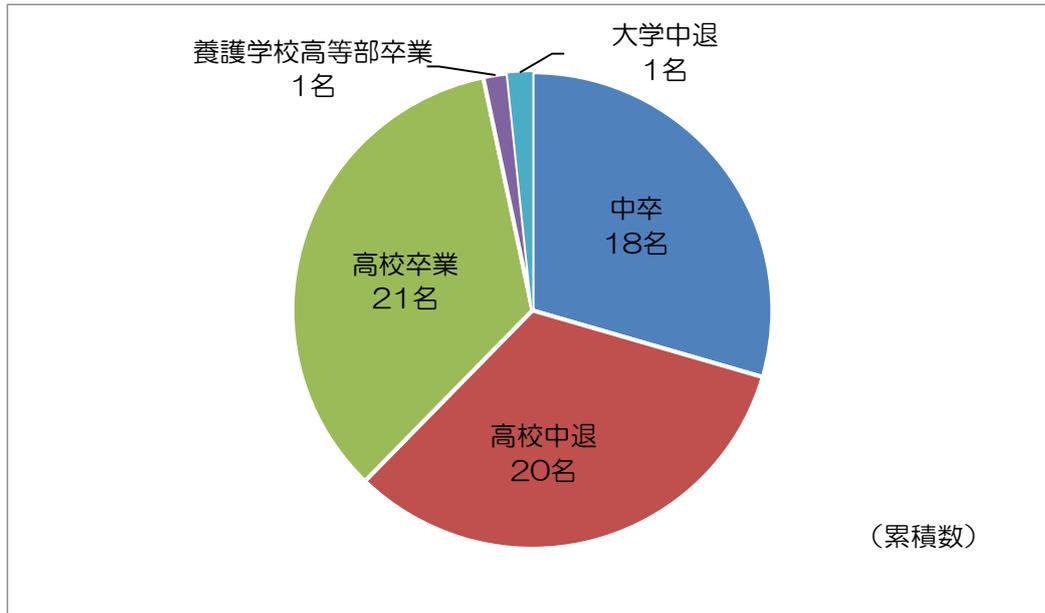
2010月6月の開所以来、2024年度までに57名がみずきの家を退所している。最も長く利用した者は904日、短い者は17日で、平均は約12ヶ月(368日)である。2024年度に退所した3名の在籍期間は、それぞれ449日、218日、606日(平均424日)であった。

(6) 退所先



2024年度までの全退居者57名のうち、自分の目標を達成して退居した利用者は23名(40%)、目標途中で退居した利用者は30名(52.6%)、無断退居は4名(7%)である。2024年度に退居した3名の行先は、アパート2名、女性自立支援施設1名となっている。

(7) 学歴



2024年度までの利用者61名の学歴は、中卒18名(29.5%)、高校中退20名(32.8%)、高校卒業21名(34.4%)、養護学校高等部卒業1名(1.6%)、大学中退1名(1.6%)で、高校卒業以上の学歴を持つ者は22名(36%)である。



入居者が作ったお菓子

(8) アフターケア

元利用者に対する2024年度のアフターケアについては、行政機関への同行、金銭の課題への支援、奨学金給付手続きの支援、近況のやり取り、誕生日祝いのメール、食糧支援、相談、行事への案内等を実施した。現在、携帯電話番号等の連絡先が把握できているのは、全退居者58名のうち34名である。

2024年度は、複数の元利用者の関係者（行政・民間の支援者、雇用主、アパートの貸主等）から、相談の来所や連絡が数件あった。いずれも、本人と連絡が取れずに困っているとのことであり、みずきの家からも本人に連絡を試みて、手助けをした。

みずきの家だけでの元利用者支援は困難であり、他機関との連携の一環として、退居前後に「あすなろサポートステーション（社会的養護自立支援事業を行うアフターケア事業所）」に支援登録をするケースが増えている。実際に、生活が行き詰まった元利用者から、「あすなろサポートステーション」に連絡するケースも生じている。

行事への案内については、山村ホームで実施している年1回の「てんぼOG・OB会」、年11回の「アフターCafé てんてん」の案内メールを送付しており、2024年度は2名が参加した。元利用者のみずきの家を招いてのクリスマス会では、参加者の交通費を負担し、より参加しやすい体制としたところ、3名の元利用者が参加した。

(9) 振り返りと今後に向けて

① 利用者との関係構築

2024年度では、利用者間の自然な交流が増え、行動を共にすることが多くなったが、相手との距離が物理的・心理的に近くなり過ぎたために、他利用者の悩みに巻き込まれる状態で疲弊し、自分自身の課題に向き合うことができず、ルールを守れなくなったり、アルバイトや登校などの日常生活に支障が出る利用者もいた。幸い、複数の利用者がそれぞれスタッフに相談したことで、自らの行動を振り返り、退居まで自分自身の目標に向けて生活することができるようになっていった。

しかし、自分から相談できる利用者ばかりではなく、その状況を察して支援することの難しさを感じている。自立援助ホームのスタッフは、普段から利用者と生活を共にしているとはいえ、利用者自身がいろいろな事を話せる関係を築くには、相当の時間を要するのが実情である。そのため、状況が把握できずに後手に回ったり、利用者が自己を傷付けてしまう行動を回避できない場合もある。スタッフの、さりげなくもしっかりとした観察や聴く姿勢によって、できれば回避したいが、それが難しかった場合でも、事後に丁寧にフォローすることによってスタッフとの関係が築かれてゆき、本人もその経験から学んでいることを実感している。

② 全居室への鍵の設置

みずきの家は、開設当初から、利用者の部屋に錠を付けないことで、スタッフとの信頼関係を構築し、安心して生活できる環境を提供していくというスタンスを取ってきた。

しかし、利用者間の距離が近くなり過ぎた状況の下、他の利用者から個人のプライバシーを守ることで、安心して生活できる環境を確保することの重要性も高まったことから、全居室のドアに錠を設置した。これに対して、各利用者からは、よりプライバシーが守られて安心である旨の肯定的な感想が出ている。

③ 行事

9月に西丹沢でのバーベキュー、10月に『みずき☺市』(バザー)、12月にクリスマス会、12月～1月に個別外出を行った。

行事については、各自のスケジュールや体調によって、全員が参加することは難しい傾向にあるが、バーベキューとクリスマス会には、ほとんどの利用者が参加することができた。

『みずき☺市』では、状態の良い書籍が多く寄付され、図書館のような見ごたえのある会場となった。また、地域との交流を目的とし、2階のリビングでは喫茶コーナーを設けたり、屋外では近隣の就労継続支援B型事業所「パン工房ハッピー」に出店販売を依頼した。来場者数は51名であった。

12月～1月はイルミネーション見学を予定していたが、利用者の日程が合わず、6名中3名について、それぞれ個別外出で対応した。外出先は、箱根ガラスの森美術館2名、雪印こどもの国牧場1名であった。

箱根ガラスの森美術館では、イルミネーションのイベントで写真を撮ることを楽しんでおり、雪印こどもの国牧場では、利用者が希望する乳しぼり体験ができたことで満足度が高かった。

数少ない行事であるが、今後も利用者の要望に沿ったイベントを開催したい。



みずきの家

3 居場所のない子どもの電話相談事業

てんぽの居場所のない子どもの電話相談は、当法人の3事業の一部門として、2008年秋から居場所に関する相談とシェルター利用の窓口として開始した。

2022年度から相談日を月曜日から金曜日、週5日（午後1時から5時）体制で臨み、2024年度の電話相談件数は340件となった。

支援の必要な子どもたちは相当数潜在化していると想定しており、子どもや支援に当たる関係機関等にてんぽの電話相談があることを知ってもらうため、2024年度も県内の学校や行政機関、民間支援団体等の協力を頂き、相談電話を案内する電話相談カードを約40,000枚配布した。

なお、以下に示した数字は、全て相談対応件数である

(1) 電話相談件数の推移

*表は直近10年分（単位：件）

相談者	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
市役所・区役所	39	60	80	77	92	56	43	63	45	30
女性相談機関	14	3	0	8	8	8	37	22	24	33
弁護士	27	18	26	17	50	35	32	22	19	49
児童相談所	41	17	24	52	55	48	62	46	23	61
学校	24	27	25	30	44	22	40	23	22	28
本人	51	76	44	63	122	70	108	173	111	95
親	4	15	4	6	3	3	5	3	4	5
親族	3	1	3	5	2	1	2	0	0	0
医療機関	1	0	1	2	1	1	4	3	0	1
民間個人・団体	40	25	29	43	46	40	74	48	30	31
家庭裁判所	1	2	0	0	1	0	0	0	0	0
児童福祉施設	0	0	2	0	7	2	1	0	0	5
警察	4	7	3	5	4	1	1	0	0	2
保護観察所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	0	3	1	2	0	0	2	0	0	0
合計	249	254	242	310	435	287	411	403	278	340

居場所のない子どもの電話相談

050-1323-3089

月・火・水・木・金
(祝休日、年末年始を除く)

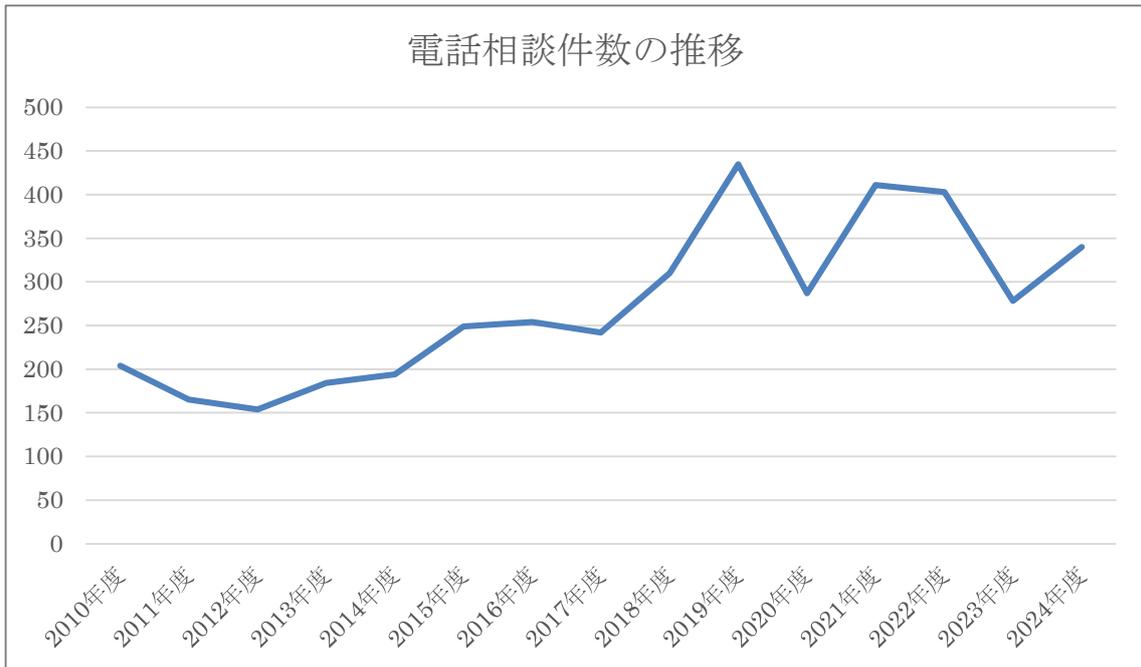
13:00～17:00

特定非営利活動法人 子どもセンターてんぽ
<http://www.tempo-kanagawa.org/>



電話相談カード（表）

*グラフは直近 10 年分（単位：件）



前ページの表は、直近10年分の電話相談件数を表示している。表に出ていない電話相談開設以来の相談件数は、2008年度70件、2009年度108件、2010年度204件、2011年度165件、2012年度154件、2013年度184件、2014年度194件となっている。グラフは直近15年分。

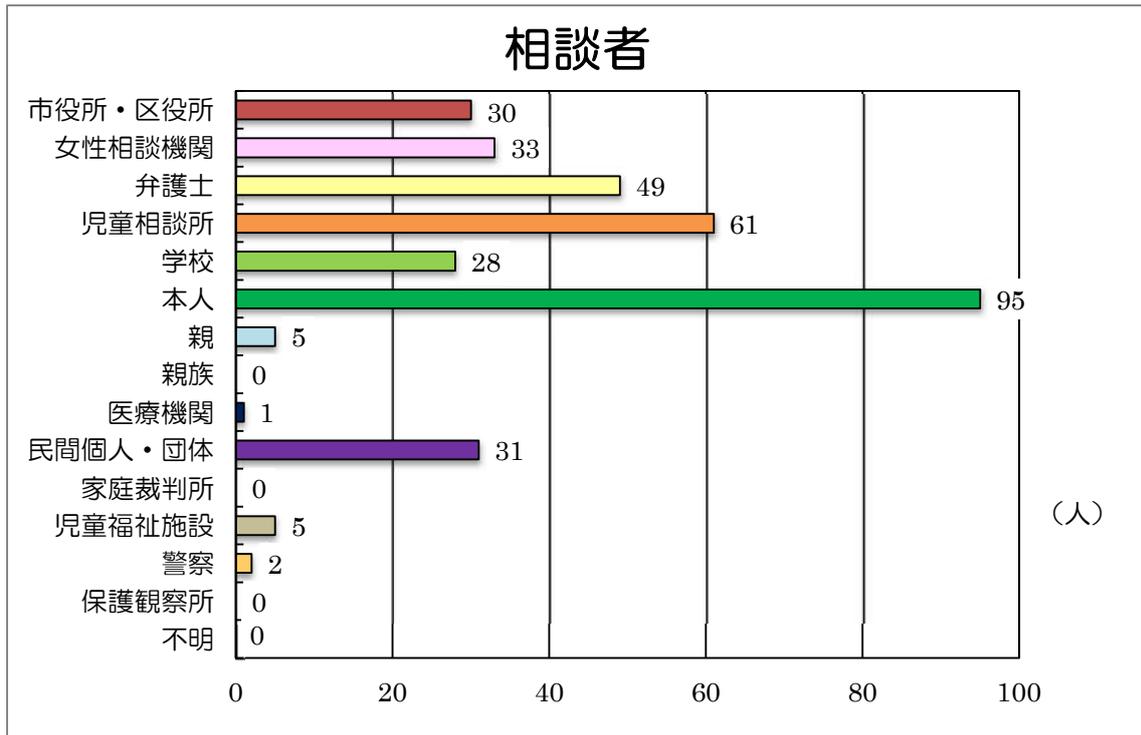
全体の相談件数は、2024年度は340件で、前年度より62件増加しており、相談者の実人員数も前年度99名に対し、2024年度は114名と15名増加している。

子ども本人からの電話では、95件中33件がシェルターを退所後アフターフォローしている方からの電話で、前年度より約20件減少している。



電話相談カード（裏）

(2) 相談者内訳



相談者	役所	女性相談機関	弁護士	児童相談所	学校	本人	親	親族	医療機関	民間個人・団体	家庭裁判所	児童福祉施設	警察	保護観察所	不明
	30	33	49	61	28	95	5	0	1	31	0	5	2	0	0

2024年度も、子ども本人からの電話が最も多く、新規に24人の子ども若者本人から62件の相談があった。継続相談と合わせると、95件で全体の27.9%を占めており、若干減少した。

女性相談機関・女性相談員を含む行政からの相談は、合わせて63件(18.5%)であった。特に女性相談機関(行政の女性相談支援員を含む)は33件(9.7%)で、前年度の24件(8.6%)からわずかに増加している。

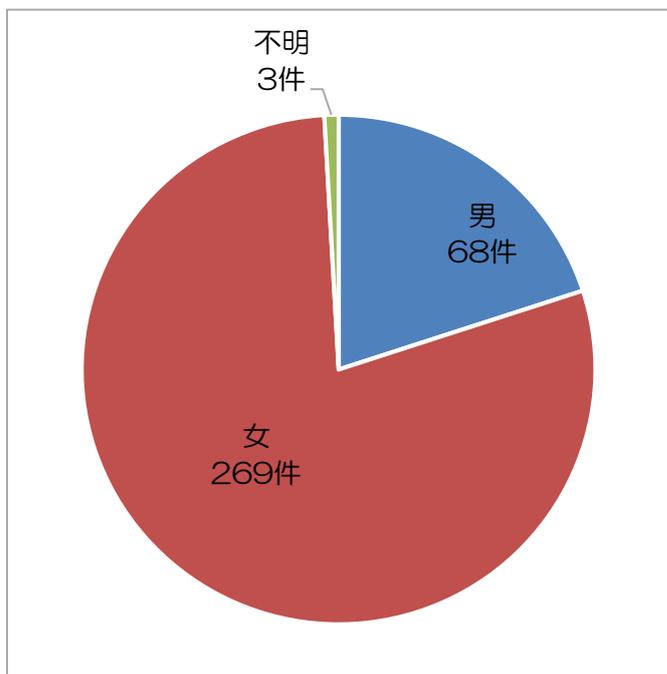
また、民間の支援団体や個人からの相談が31件(9.1%)で、件数としては本人、行政機関に次いで多い。今後も民間支援団体に関する更新情報をタイムリーに確認し、各団体との連携を引き続き強化していく必要がある。

その他、学校、弁護士からの相談件数は、前年度に比較しそれぞれ0.3%、7.6%増加し、入所に至る特定の事案でやり取りする件数が増えた。

相談者の地域別では、最多が横浜市121件(35.5%)、次に政令市以外の県域が101件(29.7%)であった。川崎市は39件(11.4%)で、前年度の36件(12.9%)とほぼ同数。横須賀市は2件(0.5%)で、前年の2件(0.7%)と同数であった。一方で、相模原市4件(1.1%)は、前年度11件(4%)から減少した。

東京都を含む県外からの相談は、前々年度24件、前年度17件に対し2024年度は34件(10%)と増加している。

(3) 対象者性別



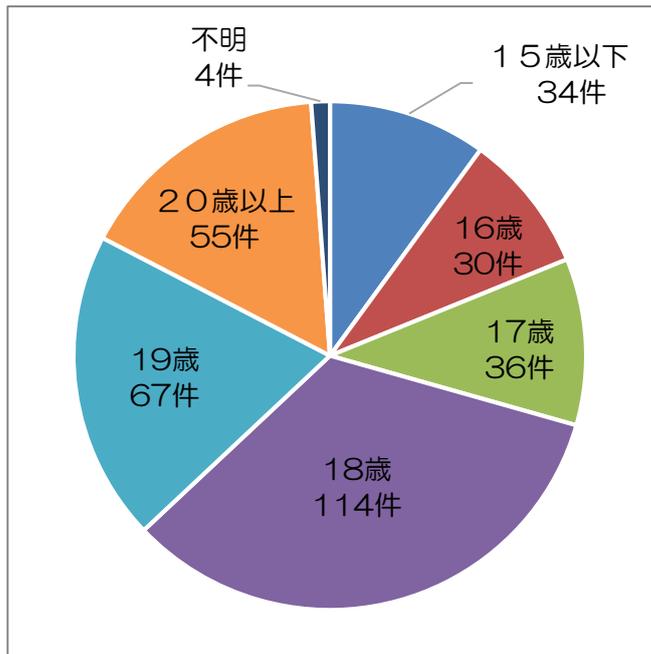
対象者性別	男	女	不明
	68	269	3

2024年度の性別相談対応件数340件の割合は、女性が79.1%(前年度86.7%)で、男性は20.0%(前年度11.5%)と男性が増加している。

実人員でみると、114人のうち女性が88人(77.2%)、男性が23人(20.2%)、不明3人(2.6%)となっている。



(4) 対象者年齢



対象者年齢	15歳以下	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳以上	不明
	34	30	36	114	67	55	4

相談対象者の年齢は、例年と同じく18歳が最も多く114件（33.5%）、19歳67件（19.7%）を加えると、181件（53.2%*前年度50.7%）を占める。

相談実人員114人のうち6人（約5.2%）は、20歳以上の新規相談者であり、2023年度10%より約半分減っている。

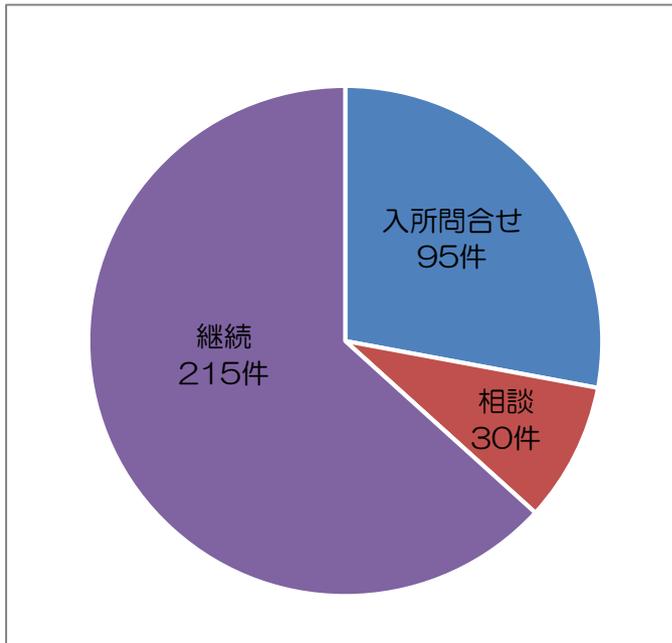
「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の制定により、女性相談での対応が進んでいると考えられる。

又、今年度は15歳以下が34件と、2023年度の22件から10件増加している。また掛け手は支援者や親からの相談も含め、幅広い年齢層からの相談となった。

今まで相談機関のどこにも繋がらず何とか自力で頑張っていた方が、我慢の限界を超えてんぼに掛けてくれていると認識している。



(5) 電話の主旨



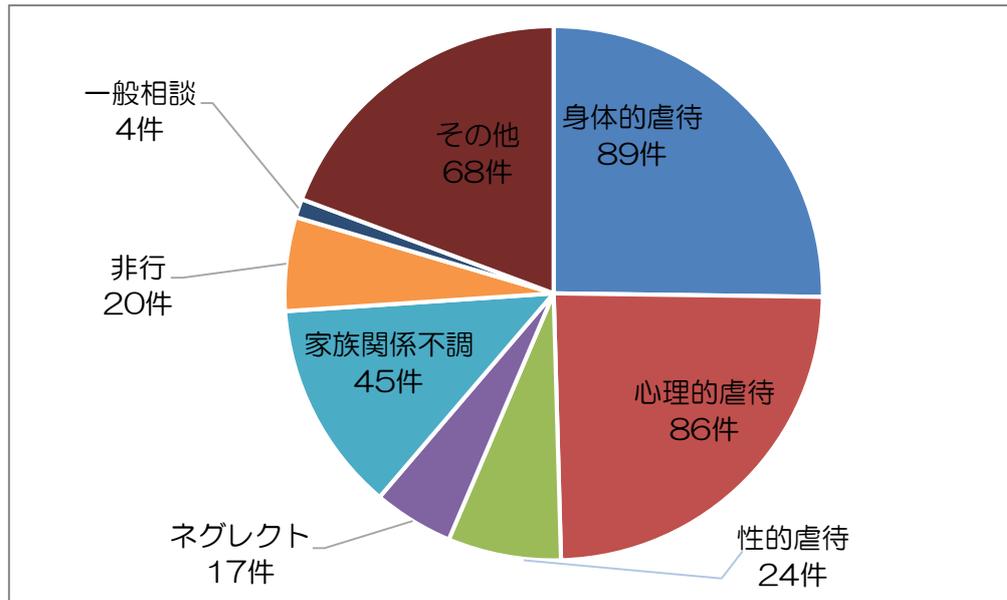
主旨	入所問合せ	相談	その他	継続
	95	30	0	215

上記の数は、相談対応件数であるが、相談実人員114人のうち約半数の49人は1回の電話で終了している。シェルターへの入所に繋がったケースでは、本人や関係機関とのやり取りの平均が6.4回となっている。

継続となっている件数には、入所問合せにかかる調整等が多く含まれている。



(6) 主訴



主訴	身体的虐待	心理的虐待	性的虐待	ネグレクト	家族関係不調	非行	一般相談	その他
	89	86	24	17	45	20	4	55

相談に至る主原因として、身体的虐待が89件（26.1%）、心理的虐待が86件（25.2%）、性的虐待24件（7%）、ネグレクト17件（5%）となっている。全体で216件（63.5%）が虐待で、家族関係不調45件を加えると、261件（76.7%）が家庭内トラブルを主訴としている。

また、統計上、虐待の種別を一つに絞ってはいるが、虐待の実態は複合的なものであり確認できただけでも虐待を主訴とする方の約半数は複合的な虐待を受けていた。

「その他」の件数が多いのは、アフターフォローで受けている方等からの電話を「その他」としているためである。実際には、その中でも、てんぽに繋がった元々の理由として虐待が挙げられる場合がある。



(7) まとめと課題

電話相談の役割は、居場所のない方の相談を受けて、シェルター利用など居場所の確保に繋げること、すぐには家を出る決心のつかない方たちへの共感と、的確な情報提供など具体的な解決策を考えて、丁寧にサポートをしていくことなどである。

てんぽが開設以来、大事にしている理念に「子ども本人の意思をまず尊重する」がある。

2024年度発足した、こども家庭庁をはじめ「子どもの意見を聴く」ことの重要性が、現在の世論でも強調されるようになった。改めて、電話窓口での「子どもの声・意見を聴くこと」への精度を上げるべく、今後も相談員として、研修を含めたブラッシュアップを図っていく。

今年度は、電話相談の利用拡充の狙いもあり、SNS投稿を試みた。

具体的には近年、SNSの普及により若年層の相談ツールとして電話離れが懸念されるなか、相談に繋がる一歩として1月にInstagramを開設した。

Instagram投稿後、フォロワーも少しずつではあるが増加し、電話相談への入口としての効果を見守っているところである。

昨今、SNSが子どもにとって利用しやすいツールとなり好まれるのも、電話離れの要因の一つと思われるが、電話で生の声を聴くことについての必要性は変わらないと考えている。

日々の相談を受けて改めて感じることは、相談者の抱える課題解決に向けては、てんぽ以外の複数の支援機関との協働・連携が必要だということである。電話を通じてではあるが、引き続き関係機関へてんぽの支援内容や姿勢を、その都度丁寧に説明し、理解をしてもらうことで利用頻度を上げていく努力が大事だと考えている。

今後も、子どもや関係機関が「安心して繋がれて頼れる窓口」を目指し日々の対応に努めたい。



4 山村ホーム活用事業

2016年「山村様」から、今までお住まいになっていた家を自由に利用していいとのお申し出を受け、一部改修をしてその年の7月から利用を開始しています。平屋の4L・DKで広いお庭と小さな畑もそばにあります。

当初は月に一度のヨガ教室に利用するのが精一杯でしたが、2018年5月から週に1回非常勤職員が勤務し、多くのボランティアの方々の協力を得て、てんぽ利用者のための日中活動と家の管理、2019年からはアフターケアの場としての活用を行っています。

まず、2021年度にスタートした、両施設の退所者のための「アフターCafé てんぽ」(スタート時名称「Café てんぽ」)が定着し、シェルター退所時に「山村ホームで会おうね」といった送り出しも聞かれるようになり、アフターケアの場としての活用が進みました。その一方でシェルターの職員体制が厳しく、思うように日中活動支援に手が回らない状況もあったように思います。

これらの活動を支えていくために、日々の畑や庭の整備、DIYも多くのボランティアの方々にご支援いただきました。多くの方にご協力いただいて活動を続けられたこと、改めて感謝申し上げます。

主な活動は以下の通りです。

(1) ヨガ教室

ヨガのためにいただいた寄付を財源として毎月1回、山村ホームまで専門のインストラクターに来ていただき、シェルターの利用者を対象にレッスンを行っています。

2024年度はシェルターの都合などにより4、6、7、8、3月が中止となり、実施7ヶ月のうち利用者が参加したのは2回のみでした。

運動不足解消、気持ちのいいことを体感してもらう、自分の体と向き合う等々目的はありますが、予定が立たないのがシェルターの特徴の一つですし、その日に外出が入ったり、気分が悪くなったりなどもありなかなか利用者が参加できない状況があります。また、子どもの参加には送迎を含めてシェルターのマンパワーが必要なため、スタッフ不足の中での継続が大きな課題となっています。

(2) 畑づくりと庭の整備、収穫物の活用

敷地の裏に小さな畑があり、2020年度からはプレハブ跡地に新たな畑も加わりボランティアの協力で大根、玉ねぎ、ジャガイモなどを育てています。日々様子を見るのができないため、あまり手入れをせずに収穫できるもの限定ですが、タイミングがあったときは利用者が収穫を手伝ったりもしました。収穫物はシェルターの食卓に上った他、OG・OBの方々、ボランティアや理事の皆様にもご賞味いただきました。

しかし、秋に行われる元利用者のための「てんぽOG・OB会」の恒例芋ほりに畑のさつま芋が欠かせないのですが、昨年は不作でほとんど収穫できませんでした(なんとめったに見られないという花を見ることができましたが、花が咲くと不作だそうです・・・)。農作物を育てる難しさを実感です。ただ、ミカンは大豊作で、ちょっと酸っぱいけれどもぎたてを味わってもらえました。2020年度から行っている味噌づくりは、7キロの大豆を購入し、シェルター利用者とOG、ボランティアや理事も参加して2月に仕込みを行いました。なお、冬の大根では切干づくりも行っています。味噌や切干は毎年シェルターやみずきの家で利用していただくほか、山村ホームの行事でも活用しています。

また、庭については、大きな枝垂桜、五葉松のほか様々な庭木があり、素人だけでは手に負えません。このため、こちら庭師の方がボランティアに来てくださり3月に集中して整備をしてくれています。シンボルの枝垂桜は、2019年の台風で2本が倒れ、何とか花をつけてくれていましたが、うち一本がついに枯れてしまいました。しかし、残った桜はこの春も見事な花をつけてくれ、「アフターC a f eてんてん」でOGの皆さんとともにお花見をすることができました。

桜以外にもミカンやゆずといった果物のほか、モクレン、つつじ、あやめ、夏椿、萩、山茶花、椿などなど、季節の花々も山室ホームのひと時を楽しませてくれています。

こちら、草取りの他畑の手入れなどにボランティアの方々が活躍してくれています。



カキツバタ（左）と 不作を知らせる珍しいサツマイモの花（右）

(3) 建物の整備

家の整備については、雨戸の修理や障子、網戸の張替えをボランティアの方々の協力で少しずつ行っていますが、築40年近い家屋のため老朽化は否めない状況です。

2024年度はやっと、ブカブカしていた廊下の張替え、床下の換気と調湿の工事を行うことができました。安心して廊下を歩けることはもちろん、換気の効果は予想以上で、こもったにおいは激減し、梅雨時のカビも目に見えて減少しました。

しかし、雨漏りの指摘も受けており、2025年度は簡易な形でも修理する必要がある状況です。

(4) お茶会

2018年11月から日中活動プログラムの一つとして「茶道」を開始しましたが、コロナに加えボランティアの方のご都合もあり、現在休止中です。

ボランティアの先生に来ていただき、「お茶会」とはいうものの作法にはあまりこだわらず楽しく体験すること重視で、庭の花々を楽しみながら季節の移ろいを感じてもらおう企画でした。現在も「てんぽOG・OB会」や「アフターCafé てんてん」でスポット実施していますが、子どもたちにも好評なので復活できればと考えています。

(5) メイク講座

2019年4月からボランティアによるメイク講座を開始し、2024年度は1回実施しました。

利用者にとってとても関心の高い“メイク”。一人ひとりの希望に合わせてアドバイスをしてもらうことができ、好評です。講師の方への相談から悩みの一端がうかがわれたり、「なりたい自分」を考えるきっかけになったり、たかがメイクされどメイクです。

これからも利用者の希望に合わせて開催できればと思っています。

(6) 「アフターCafé てんてん」と「てんぽOG・OB会」

アフターケア事業の一環として、「てんぽOG・OB会」(スタート時名称「OG・OBの集い」)に加え、2021年5月から山村ホームを会場に、シェルターやみずきの家を利用してくれた人たちの、退所後の居場所として「アフターCafé てんてん」を実施しています。毎月1回(土曜と平日で交互に開催、10月は翌月にOG・OB会があるため休み)。

当初の運営はシェルタースタッフと理事で行ってきましたが、2022年度からはシェルターの担当も明確にし、多くのボランティアの方々の協力も得て基本的に昼食提供もおこなうようになりました。お正月、ひな祭りやこどもの日、七夕、ハロウィーン、クリスマスなどの季節行事のほか、犬とのふれあい企画などもあってコンスタントに参加者があり、アフターケアの重要な事業となっています。

参加者は季節を取り入れた手作りの料理を楽しみにしている様子ですが、普段十分な食事をとっていない様子が見られたり、子ども同士の関係配慮に頭を悩ませたりと課題は尽きません。

一方、2019年11月に初めて開催したシェルターとみずきの家を対象としたBBQ大会、現在は「てんぽOG・OB会」と題しアフターケア事業の一環として開催しています。昨年は、あいにくの雨空にもかかわらず、参加者は最高人数を更新して

なんと50人！！内訳は、シェルターOG16名（別途同伴者2名）、OB1名、ボランティア10名（元ボランティア1名含）、職員・理事14名（元職員1名含、別途同伴児1名）子ども担当弁護士6名です。

今年もメインは何といてもBBQ。たくさんのお肉に加えご寄付の品々もあり焼き方はてんてこ舞いでしたが、楽しそうな声と笑顔があふれていました。終始和やかな雰囲気でお肉を食べながら、お茶を飲みながら当時の思い出などもOG同士でされており、体験を語る場としても意味があると考えさせられました。OG・OBさんだけでなく、元ボランティアさんや元職員にとっても、懐かしい思い出を語る場となっています。

そして、両事業を通して、交際相手を紹介に来てくれたり、夢を実現させたといった報告をしてくれたりと、大人たちにとっても、元利用者の元気な姿を見ることは大きな励みとなっています。



「アフターCafé てんてん」の様子

(7) 今後の活動

山村ホームは、シェルターの日中活動に加えてアフターケア事業の場の一つとしてなくてはならない場所になりつつあります。利用者の言葉を借りれば「実家のようなところ」とのことで、これからもホットできる場の提供と、利用者・元利用者が「やってみたいこと」の実現に向けて企画を充実していければと思っています。

公共交通機関では少し不便な場所ですが、その分静かであわただしい日常から離れた時間を過ごすことができます。庭と畑と建物を活用した活動、そして今年もサツマイモの植え付けをしましたので、収穫物を利用した活動も企画中です（芋ほり、切り干し大根づくり、味噌づくりなど）。継続的な活動としていくためにも畑や庭、建物の維持を支えてくださるボランティアの皆様のさらなる支援を募っていければと思っていますところでは。



山村ホームの枝垂桜

2024年度山村ホーム活動実績

	ヨガ	メイク講座	日中活動	庭	畑	DIY	アフターケア	法人関係
4月	お休み 法人都合	7 2(1)		2,9,16,30 庭木剪定、消毒 草取り	9, 16 大根取抜き	9 窓の目張り	27 Cafeてんでん 17 (11)	
5月	16 3 (1)			7, 16, 21 草取り フキの収穫	21, 28 大根収穫 ジャガイモ収穫		28 Cafeてんでん 13 (6)	
6月	お休み 法人都合			4, 25 草取り	3,4,18 ・まつま芋植 え付け ・ジャガイ モ、大根収穫	18 大掃除 カーテン洗 濯	29 Cafeてんでん 30 (11)	29 シェルター ボランティア研 修
7月	お休み 法人都合		4 自由時間 2 (1)	2,9,10,18,21 切り株後処理 芝刈り、草取り	9, 16, 18, 30 ・小松菜、大豆 種まき ・草取り ・水撒き ・茗荷収穫		30 Cafeてんでん 15 (10)	
8月	お休み 法人都合			6, 15, 20, 27 草取り	6, 15, 20, 27 ・草取り ・茗荷・にらの 収穫		31 Cafeてんでん 13 (5)	
9月	19 3 (0)			3, 10, 19, 24 草取り、芝刈	19, 20 ・草取り ・大根、白菜、 小松菜、水菜種 まき	3 網戸張替え	26 Cafeてんでん 11 (6)	
10月	17 3 (0)			1, 8, 14, 22, 29 ・松の剪定 ・草取り、芝刈 ・ピオーラ植付け	1, 8, 22, 29 ・草取り ・茗荷、にらの 収穫 ・大根の間引き	8 床の修理他 見積		2, 5 ・オレンジホ ンパルーンア ート講習会 ・味噌試食会、 OGOB会準備
11月	14 3 (0)			5, 14, 19, 26 ・草取り ・落ち葉掃き ・枯れ枝整理	5, 14, 19, 26 ・まつま芋収穫 ・玉ねぎ植え付 け		2, 28 ・OGOB会 50 (17) ・Cafeてんでん 16 (8)	
12月	19 3 (0)			3,10,19,24,28 草取り、落ち葉 掃き 枯れ枝整理	10,19,24,28 大豆収穫 大根収穫 切干づくり	10 床の修理下 見	24 Cafeてんでん 13 (5)	
1月	16 3 (0)			7,14,16,21,28 草取り、 落ち葉掃き 枯れ枝整理	7,14,16,21,28 玉ねぎ手入れ 大根収穫 切干づくり		25 Cafeてんでん 13 (6)	
2月	13 4 (1)			4,13,25 草取り、 落ち葉掃き 枯れ枝整理	4,25,27 玉ねぎ手入れ 草取り		27 Cafeてんでん 17 (7)	4~12 17~19 床の張替え 床下換気扇設 置 味噌仕込み
3月	お休み 法人都合			13, 14, 20, 21, 24, 25, 27, 28, 30, 31 庭木剪定、 草取り	4,13,18,25 ジャガイモ植え 付け 大根種まき	4,13 窓の目張り 押入れ棚設置	29 Cafeてんでん 15 (8)	

ヨガの参加人数は先生を含みません。その他は、ボランティア講師のため先生を含んだ人数です
アフターケアの()書き人数はOG,OBの参加人数です

5 研修

(1) シェルタースタッフ研修

日付	講座名
6月10日	社会福祉法人カリヨン子どもセンター主催 「性の多様性を前提とした子どもとの関り」
7月5日	横浜市社会福祉協議会 生活医療福祉部会主催 「ネット依存の理解と支援について」
8月24日	横浜市こども青少年局「アレルギー疾患対応研修」
8月26日	横浜市こどもの権利擁護課「食中毒研修」
9月28日 ～29日	子どもシェルター全国ネットワーク会議 in 埼玉
10月1日	一般社会福祉法人C o l a b o主催「街歩きスタディーツアー」
11月30日 ～12月1日	日本子ども虐待防止学会第30回かがわ大会
1月20日	関東地域社会的養護自立支援拠点事業連絡会（かんきょれん）研修 「18歳以降の児童福祉と他領域の連携に向けて」
2月11日	横浜市青少年相談センター研修「若者相談支援スキルアップ」

(2) みずきの家スタッフ研修

日付	講座名
4月23日	全国自立援助ホーム協議会ホーム長研修会
5月22日	全国自立援助ホーム協議会「第1回南関東ブロック研修会」
7月3日 ～4日	全国自立援助ホーム協議会「第2回南関東ブロック研修会」
7月19日	全国児童家庭支援実務者研修会 ～今後の児童家庭支援のめざすソーシャルワーク～
8月28日	神奈川県困難女性つながりサポート事業 第1回女性支援者研修 「身近な人間から受ける暴力や被害等により抱える困難」
9月10日 ～11日	全国社会福祉協議会主催 「ファミリーソーシャルワーク研修会」
9月24日	NPO法人子ども支援センター つなぐ主催 「子ども・若者支援者向け研修」

10月3日	児童福祉施設職員研修（人権研修・新任職員研修）
10月23日	神奈川県困難女性つながりサポート事業 第2回女性支援者研修 「精神的な課題を抱えた女性たちの現状、対応」
10月25日	児童福祉施設職員研修（人権研修・中堅職員研修）
10月28日	管内児童福祉施設職員と小田原児童相談所との合同研修会 児童虐待問題研修会（事例検討会）
10月30日	全国自立援助ホーム協議会「令和6年度四国ブロック研修会」
11月5日 ～6日	全国自立援助ホーム協議会「全国大会第29回福岡大会」
11月7日	児童福祉施設職員研修（人権研修・新任職員研修）
11月14日	児童福祉施設職員研修（人権研修・中堅職員研修）
12月5日	児童福祉施設職員研修（人権研修・施設長研修）
1月14日	全国自立援助ホーム協議会「第3回南関東ブロック研修会」
1月22日	小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立支援協議会 権利擁護部会主催 障がい者虐待防止研修会
2月14日	神奈川県主催 精神保健福祉普及相談事業『講演会』 「今、子どもたちが抱える心の問題とは ～子どもの心の声に寄り添う支援を考える～」
2月18日	全国児童養護問題研究会神奈川支部 定例学習会 「社会的養護における青年の金銭トラブルに対する法的な理解と対応について」
3月10日	小田原市精神障がい者ピアサポート事業 合同研修会
3月11日	日本自殺総合対策学会 第4回大会 ～「孤独・孤立」を考える～
3月18日	こども家庭庁主催 「こどもと接する現場向け こども性暴力防止セミナー」

（3）電話相談員研修

※今年度の実施はなかった

(4) 子ども担当弁護士研修

- ・ 研 修 「緊急の居場所に関する最新情報」講師：高橋 温
10代後半から20代前半の子ども・若者に関する支援について、令和6年4月施行の新法及び新制度の違いや、実際に神奈川県内にある各施設の違いや特色などについて。
- ・ 日 時 2024年9月3日
- ・ 場 所 神奈川県弁護士会館
- ・ 参加者 10名

(5) シェルターボランティア養成講座

秋と春に、ボランティアに興味のある方や、シェルターや自立援助ホームでの支援に関心のある方を対象にボランティア養成講座を実施した。

秋のボランティア養成講座（かながわコミュニティカレッジとの連携講座）

日程：第1～4回講座（2024年9月7日、9月14日、9月28日、10月5日）
面接・説明会（10月19日）

場所：かながわ県民センター（第1～4回講座、面接・説明会）

講師：第1回（高橋 温・シェルター関係者）、第2回（影山 秀人・松橋 秀之）、
第3回（野口 由起子さん）、第4回（シェルター関係者・現ボランティア）

内容：第1回（シェルターの必要性及び支援内容）

第2回（子どもの権利・児童虐待）

第3回（子どものSOSを受けとめる）

第4回（ボランティアと子どもの関わり）

受講者は20名、そのうち7名がボランティア登録に至った。

7名の内、2名が宿直ボランティア、2名は日勤ボランティアとして活躍していただいている。

春のボランティア養成講座

日程：第1～4回講座（2025年2月1日、2月8日、2月22日、3月1日）
面接・説明会（3月15日）

場所：横浜市南区社会福祉協議会（第1～4回講座、面接・説明会）

講師：第1回（影山 秀人・松橋 秀之）、第2回（高橋 温・シェルター関係者）、
第3回（野口 由起子さん）、第4回（シェルター関係者・現ボランティア）

内容：第1回（子どもの権利・児童虐待）

第2回（シェルターの必要性及び支援内容）

第3回（子どものSOSを受けとめる）

第4回（ボランティアと子どもの関わり）

受講者は12名、そのうち4名がボランティア登録に至った。

4名の内、2名が宿直ボランティア、2名は日勤ボランティアとして活躍していただいている。

(6) シェルターボランティア研修

毎年夏と冬の年2回、現役ボランティア、子ども担当弁護士、スタッフ、理事の方々を対象にボランティア研修を実施している。

① 夏のボランティア研修

日程：2024年6月29日（土）10時～12時

場所：山村ホーム

講師：野口 容子（弁護士、子どもセンターてんぼ理事）

内容：「てんぼと子ども担当弁護士について」

日頃の活動の中で感じ、考えている事の意見交換・交流会

研修後、午後に退所者の集い「アフターCafé てんてん」への参加者は残る

参加：15名（そのうち「アフターCafé てんてん」は8名）

② 冬のボランティア研修

日程：2025年1月18日（日）13時～14時30分

場所：自立援助ホームみずきの家

講師：中山 俊介（みずきの家ホーム長、子どもセンターてんぼ理事）

内容：「自立援助ホームの役割を学ぶ」

参加：10名



6 啓発活動

(1) 公開シンポジウム 飛び立つために羽を休めてVol. 17 「こどもまんなか社会」を作ろう!

- ・内 容
 - 1 子どもセンターてんぼ活動報告
 - 2 講演「子どもとかかわる全ての大人に望まれる資質や姿勢」
講演者 松原 康雄さん（よこはまチャイルドライン代表理事,
子どもセンターてんぼ副理事長）
 - 3 パネルディスカッション
コーディネーター 高橋 温さん（弁護士, 子どもセンターてんぼ理事長）
パネリスト 安島 大輝さん（鎌倉三浦地域児童相談所 児童福祉司）
中山 俊介さん（自立援助ホームみずきの家ホーム長,
子どもセンターてんぼ理事）
畑 久恵さん（子どもシェルターてんぼボランティア）
社会的養護経験者
- ・日 時 2024年6月1日（土） 13:30~16:30
- ・場 所 横浜市旭区民文化センター サンハート ホール
- ・従事者人数 約25名
- ・受益対象者 一般市民約116名

(2) ニュースレター「てんとうむし」

- ・内 容 法人の活動内容等を広報するためのニュースレター「てんとうむし」の発行（発行部数 34号, 35号 各2,000部）
- ・日 時 2024年8月および2025年2月
- ・場 所 この法人の事務所等
- ・従業者人員 約5名
- ・対 象 者 一般市民

(3) ホームページおよびブログ

- ・内 容 法人の活動内容を広報するためのインターネット・ホームページおよびブログの常設と1月にInstagram を開設した
- ・日 時 通年
- ・場 所 この法人の事務所等
- ・従業者人員 約5名
- ・対 象 者 一般市民

(4) オレンジリボンたすきリレーへの参加

- ・内 容 オレンジリボンたすきリレーのゴールにブースを出展しバルーンアートの企画と法人の活動紹介等を行った
- ・日 時 2024年10月20日（日）
- ・場 所 グランモール公園「美術の広場」
- ・従業者人員 約10名
- ・対 象 者 一般市民

(5) 横浜マラソン2024チャリティ枠選定

- ・内 容 横浜マラソン2024のチャリティ枠に選定され、法人のホームページ等での周知や法人へ寄付エントリーくださったランナー計5名の方へのお礼、当日のフェスタ会場での法人紹介チラシ設置等を行った
- ・日 時 2024年10月27日(日)
- ・場 所 各マラソンコース、フェスタ会場：パシフィコ横浜臨港パーク
- ・従業者人員 約3名
- ・対 象 者 一般市民
- ・チャリティ寄付：175,000円

(6) 講演・勉強会の講師など

- 5/ 3 「みんなの居場所駄菓子家☆まんま遊〜と」祝1周年まつり
座談会 講師
- 12/ 7 NPO法人子ども支援センター つなぐ つなぐ子ども・若者サポ
ートボランティア養成講座2024「見立てと共有」 講師
- 2/ 3 公益財団法人パブリックリソース財団 新設シェルター伴走「シェル
ターてんぽのルール等について」 講師@オンライン

その他

- 7/ 5 横浜市 5区市児童相談所会議 活動紹介
- 8/14 時事通信社のシェルター事業について 電話取材
- 9/14 カンバーランド長老キリスト教会高座教会「スチュワードシップバザ
ー」活動紹介
- 9/26 津田塾大学3年生 取材
- 10/ 3-4
子どもシェルター全国ネットワーク会議「子どもシェルター第三者評価
モデル実施プロジェクト」 評価委員(6/27研修会@オンライン)
- 10/16 読売新聞東京本社編集局社会部 取材
- 11/ 8 有限責任監査法人トーマツ(こども家庭庁研究事業):「困難な状況にあ
るこども・若者への支援を行う民間シェルターの取組についてのヒア
リング調査」 ヒアリング@オンライン
- 11/26 日本生命プロボノプロジェクト ヒアリング@オンライン
- 2/19 横浜市 若年女性支援モデル事業関係機関連携会議
- 2/21 神奈川県「10代の子ども・若者の支援を考えるフォーラム in 横浜」
情報交換と団体紹介

(6) みずきの家見学受入れ(団体)

- 11/ 1 南足柄市民生委員・児童委員協議会 10名
- 1/18 てんぽボランティア研修10名(+スタッフ3名)

7 組織運営

(1) 2024年度通常総会

日時：2024年6月1日（土）12：15～12：40

場所：横浜市旭区民文化センター サンハート ミーティングルーム

議題：第1号議案 2023年度事業報告の件

第2号議案 2023年度収支決算の件

第3号議案 2024年3月31日現在の財産目録の件

第4号議案 役員選任の件

第5号議案 2024年度事業計画の件

第6号議案 2024年度収支予算の件

※議案はいずれも承認された

(2) 理事会

① 第1回

日時：2024年4月17日（水）18：30～

場所：かながわ県民センター 709ミーティングルーム

議題：

（決議事項）

1 2023年度決算

2 2024年度予算

3 2024年度通常総会議案

（協議・報告事項）

1 通常総会の準備

2 その他

② 第2回

日時：2024年7月23日（火）18：30～

場所：かながわ県民センター 710ミーティングルーム

議題：

（決議事項）

なし

（協議・報告事項）

1 業務執行状況

2 その他

③ 第3回

日時：2024年11月7日（木）18：30～

場所：かながわ県民センター 708ミーティングルーム

議題：

（決議事項）

なし

（協議・報告事項）

1 業務執行状況

2 その他

④ 第4回

日時：2025年3月14日（金）18：30～

場所：かながわ県民センター 708ミーティングルーム

議題：

(決議事項)

- 1 2024年度事業計画および収支予算書
- 2 役員体制

(協議・報告事項)

- 1 業務執行状況
- 2 その他

(3) 運営委員会

(4/23, 5/8, 6/4, 7/10, 8/6, 9/11, 10/8, 11/7,
12/3, 1/15, 2/12, 3/25)

下線の日は17:00~@みずきの家、波線の日は18:30~@事務局、それ以外
は18:30~@かながわ県民センターで、一部オンライン併用で開催した。



8 助成・ご寄付いただいた団体等

(1) 助成金・寄付金

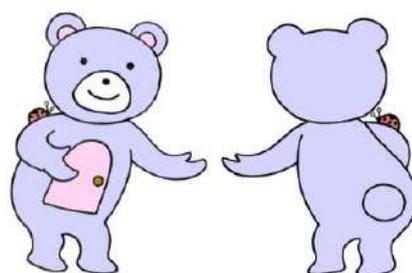
- ・コストコホールセールジャパン株式会社
- ・特定非営利活動法人WE21ジャパンこうほく
- ・株式会社 日能研関東
- ・株式会社バリューハウス
- ・国際ソロプチミスト川崎
- ・株式会社 大林組
- ・一般財団法人 未来サポート
- ・カフェころば
- ・あかし学苑 株式会社
- ・横浜マラソン2024（チャリティ粋寄付）
- ・神奈川県「生活困窮者支援団体応援支援金」
- ・カンパウンド長老キリスト教会高座教会
- ・公益財団法人よこはまユース
- ・サンタマリアの会 パン種

(2) 物品寄贈・寄付品

- ・株式会社ファーストリテイリング／若草プロジェクト経由：TsunAが～る
- ・コンバースジャパン株式会社／若草プロジェクト経由：TsunAが～る
- ・一般社団法人バンクフォースマイル／若草プロジェクト経由：TsunAが～る
- ・日本生命保険相互会社／若草プロジェクト経由：TsunAが～る
- ・株式会社AOKI
- ・株式会社川口
- ・株式会社カーブスジャパン
- ・久里浜少年院／日本フィランソロピー協会経由
- ・NPO法人びな・パートナーシップ・ひろば
- ・一般財団法人インクルージョンネットかながわ
- ・特定非営利活動法人 ジェントルハートプロジェクト
- ・株式会社Daska&Desiree
- ・株式会社カレンズ

★ご協力を改めて
感謝申し上げます★

（敬称略 順不同）



あとがき

先日、「社会的養護」（児童養護施設や里親）での生活経験を持っている青年たちとのワークショップに参加する機会をいただきました。参加者はニックネームを使用していたので、明らかに参加者中最年長であることを自覚し、私は「松じい」と名乗ることにしました。違和感なく受け入れられたことには、内心「松おじ」でも良かったかなと後悔しながらも、楽しい、学びの多い、ひと時を過ごしました。

子どもの「声を聴く」ことの重要性についての認識が社会的に高まり、2022年に成立し、23年4月から施行された「こども基本法」の基本理念でも「年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること」、「意見が尊重」されることが規定されています。法制度として明確化されることは、子どもの権利保障にとって大切な一歩であったと思います。では、子どもと向き合う多様な場面ではどうか、問い直してみる必要があるでしょう。子どもの声を圧殺することは論外です。しかし、「子どもセンターてんぼ」の三つの主要活動でスタッフが会う子どもたちには、このような経験を繰り返してきた利用者が少なくありません。「支援者」に対しては、反発（対地域社会全体に対して）か、諦観（表面上関係を形成するが信頼していない）を抱いているケースが少なくありません。また声をあげない、出さないなかで支援から「遠ざかる」場合もあります。それでも「子どもセンターてんぼ」では、各活動のなかで共通して子どもの意見（声）を尊重し、「最善の利益」実現を目指して活動してきています。その結果、シェルターでの生活経験を背景に、利用後に「山村ホーム」に、より集ってくる元利用者の人たちもいます。

ワークショップでは、「松じい」が「松おじ」というニックネームであっても、ともにひと時を創り上げていく姿勢と関与がなければ、まったく浮いた存在でワークショップは終了してしまっただけでしょう。一回限りのゲストであるという限定のなかでワークに参加させていただけたと思います。本当にそうだったのかという自省はありますが……。

イギリスやアメリカでは「**anti-oppressive social work**」というアプローチがあります。この立場に立つワーカーは「専門家」として関与するのではなく、利用者を核とする当事者チームの一員として活動していくという姿勢を基本としています。この考え方も一定の示唆を与えてくれます。意見表明の大切さは共通認識になりつつあります。ただその先、「支援者」が「判定者」であったり、子どもの声を吸い込みはするが、既定概念や援助方針に束縛された「助言者」であろうとすれば、利用者は反発・諦観へと導かれてしまうことを認識する必要があります。シェルターてんぼ、自立援助ホームみずきの家、電話相談、いずれもスタッフやボランティアは、利用者の声を聴き、ともに考え、取り組むよう努めています。理念と現実とのギャップは認識しておく必要があるでしょう。関連機関・施設の方々にもご理解ご協力をお願いしたいと思います。



2025年8月

認定NPO法人子どもセンターてんぼ
副理事長 松原康雄

巻末資料

2024年度決算書（貸借対照表／損益計算書）

2024年度シンポジウム チラシ

新聞記事



2024年度貸借対照表

貸借対照表

NPO法人子どもセンターてんぼ

2025年 3月31日現在

(単位:円)

資産の部		負債の部	
【流動資産】	24,170,970	【流動負債】	474,772
事務局小口現金	44,567	預り金シェルター	231,494
シェルター小口現金	154,336	預り金みずきの家	211,632
みずき小口現金	134,107	預り金電話相談	8,856
ゆうちょ銀行	9,044,499	預り金事務局	22,790
三菱新横浜	6,287,218	負債の部合計	474,772
シェルター三菱	232,981	資本の部	
シェルター浜銀	113,566	【剰余金(欠損金)】	107,666,637
みずき浜銀	2,286,949	当期末処分利益(損失)	107,666,637
仮払シェルター措置	312,340	(うち当期利益(損失))	2,255,430
仮払金シェルター	10,000		
仮払みずき措置	1,977,377		
コストコ商品券(プリカ)	78,279		
特定資産4(基金)	3,151,575		
立替金	343,176		
【固定資産】	83,970,439		
【有形固定資産】	2		
車両運搬具	2		
【投資等】	83,970,437		
出資金(生協)	1,000		
敷金	1,766,500		
長期前払費用(車リサイクル)	5,990		
特定資産1	6,177,874		
特定資産2	38,009,295		
特定資産3	38,009,778	資本の部合計	107,666,637
資産の部合計	108,141,409	負債・資本合計	108,141,409

2024年度損益計算書

損益計算書

NPO法人子どもセンターてんぼ

自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日

(単位:円)

経常損益の部		
【営業損益の部】		
【営業収益】		
【売上高】		
正 会 員 収 入	855,000	
賛 助 会 員 収 入	531,000	
法 人 会 員 収 入	40,000	
寄 付 金 収 入	8,872,915	
シ ェ ル タ ー 収 入	37,611,422	
み ず き 収 入	38,626,448	
助 成 金 等	8,330	
補 助 金	20,000	
売 上 高 合 計		86,565,115
【営業費用】		
売 上 総 利 益 (損 失)		86,565,115
【販売費及び一般管理費】		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 合 計		84,327,860
営 業 利 益 (損 失)		2,237,255
【営業外損益の部】		
【営業外収益】		
雑 収 入	7,900	
受 取 利 息	10,275	
営 業 外 収 益 合 計		18,175
経 常 利 益 (損 失)		2,255,430
税 引 前 当 期 利 益 (損 失)		2,255,430
当 期 利 益 (損 失)		2,255,430
前 期 繰 越 損 益		105,411,207
当 期 未 処 分 利 益 (損 失)		107,666,637

販売費及び一般管理費内訳書

NPO法人子どもセンターてんぼ

自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日

(単位:円)

シ ェ ル タ ー 事 業	34,952,621
み ず き の 冢 事 業	35,971,952
電 話 相 談 事 業	2,294,537
山 村 ホ ー ム 活 用 事 業	501,253
公 開 シ ン ポ ジ ウ ム	587,041
ニ ュ ー ズ レ タ ー 作 成	274,995
ホ ー ム ペ ー ジ 管 理 費	15,000
活 動 報 告 書 作 成	13,005
オ レ シ ー リ ホ ン タ ず き リ レ	14,507
管 理 費	6,873,996
管 理 費 (山 村 ホ ー ム)	2,828,953
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 合 計	84,327,860

子どもセンターてんぽシンポジウム 飛び立つために羽を休めてVol.18

街をたただよう子どもたち ～ト一横問題から考える～

【内容】

1 子どもセンターてんぽ活動報告

2 基調講演「10代20代の生きづらさを抱える女性たちの現状」

講師：橘 ジュン 氏

【略歴】 NPO法人BONDプロジェクト代表。ルポライター。2009年、10代20代の生きづらさを抱える女の子を支えるNPO法人BONDプロジェクトを設立。虐待、家出、貧困など様々な困難を一人で抱えてしまう女の子の声を聴き、講演・イベントなどで情報を伝え、必要に応じて専門機関へ繋ぐ活動を展開。行き場所がなく困っている目の前の女の子のために街のパトロールや保護の活動も行う。



3 パネルディスカッション「ト一横キッズが求める支援とは」

コーディネーター：高橋 温 氏（子どもセンターてんぽ 理事長）

パネリスト

- ・橘 ジュン 氏（NPO法人BONDプロジェクト 代表）
- ・船越 孝知 氏（神奈川県警察本部 生活安全部 少年育成課 少年環境係 係長）
- ・佐藤 裕子 氏（東京都児童相談センター 保護第一課 課長）

日 時 2025年5月31日（土）

午後1時30分～4時30分

（開場 午後1時00分）

会 場 川崎市コンベンションホール ホールA

〒211-0063 川崎市中原区小杉町2-276-1 パークシティ武蔵小杉 ザガーデンタワー2階

定 員：200人（予約不要）参加費：無料

主 催：認定特定非営利活動法人子どもセンターてんぽ

後 援：神奈川県 神奈川県教育委員会 神奈川県社会福祉協議会 横浜市 横浜市教育委員会 横浜市社会福祉協議会
川崎市 相模原市 t v k 神奈川新聞社 神奈川県弁護士会 子どもシェルター全国ネットワーク会議
(申請中を含みます)

問合せ 子どもセンターてんぽ事務局 横浜市港北区新横浜3-18-3 新横浜法律事務所内

TEL：045-473-1959（月～金 9:30～17:30）<https://www.tempo-kanagawa.org/>

近年、東京都新宿区歌舞伎町の「新宿東宝ビル(TOHOシネマズ新宿)」の横(通称「トー横」)周辺に集まる子ども・若者たちが「トー横キッズ」と呼ばれています。神奈川県内では同じように子ども・若者が集まる横浜ビブレの横を「ビブ横」と呼んでいます。彼女/彼らは、虐待やネグレクトなどが原因で家庭に居場所が無かったり、いじめなどが原因で学校に居場所が無いなどの理由で、「トー横」や「ビブ横」に集まります。「トー横」や「ビブ横」は、彼女/彼らの居場所となる一方で、集まった子ども・若者が犯罪や性被害に巻き込まれる事件も発生するようになり、「トー横問題」という言葉で社会に認知されるようになりました。これに対して、国は、令和6年度に「こども若者シェルター・相談支援事業」を立ち上げてガイドラインを作成しました。他方で、私たち子どもセンターてんぼは、以前から、児童自立生活援助事業で子ども・若者の緊急避難施設である「子どもシェルター」を運営していますが、「トー横」や「ビブ横」の子ども・若者と十分に繋がる事ができていません。

そこで、今回は、「トー横」や「ビブ横」に集まる子ども・若者たちは、どのような困難を抱え、どのような気持ちで、そこに集まるのか、大人社会に対してどのように感じているのか等について、実際に支援の現場で活動している橘ジュンさんに基調講演をしていただき、後半のシンポジウムで、橘さんに加えて、神奈川県警の船越さんと東京都児童相談センターの佐藤さんに入っていて、現場を知る3人の方のお話しを通して、私たち大人は、彼女/彼らにどうすれば繋がることのできるのかを、会場のみなさんと一緒に考えたいと思います。

「子どもセンターてんぼ」とは？

10代後半から20歳前後の子ども・若者たち(以下「子どもたち」という。)の自立を支援することを目的に設立された認定NPO法人です。さまざまな理由により安全・安心な住まいがない子どもたちの緊急避難施設である「子どもシェルターてんぼ(定員男女6名)」、就労や通学をしながら共同生活を通して自立のための準備をする「自立援助ホームみずきの家(定員女子6名)」、子ども本人や関係者の相談を受ける「居場所のない子どもの電話相談」を運営しています。私たちは、子どもたちに安全・安心・清潔な住まいとおいしい食事を提供し、利用する子どもたちの人権を守ります。一人ひとりの自立に向けたペースを尊重し、子どもたち自身の選択による自立を支援しています。利用する子どもたちが望むとき(退所後も)、けっしてひとりにはしません。



てんぼでは、スタッフ&ボランティア&寄付を募集しています



【会場案内】

- ・ JR南武線・横須賀線・湘南新宿ライン
「武蔵小杉」駅 北口から徒歩約4分
 - ・ 東急東横線・目黒線
「武蔵小杉」駅 徒歩約5分
- ※お車でのご来場はご遠慮ください。
(会場に駐車場はございません)。

川崎市コンベンションホール





認定特定非営利活動法人子どもセンターてんぽ 2024年度活動報告書

発行 2025年8月

発行者 特定非営利活動法人子どもセンターてんぽ

〒222-0033 横浜市港北区新横浜3-18-3 新横浜法律事務所内

TEL: 045-473-1959

FAX: 045-477-5822

Email: info@tempo-kanagawa.org

URL: <https://www.tempo-kanagawa.org/>

無断転載を禁じます